

第3期 佐伯市 子ども・子育て支援事業計画

「いつも子どもが まんなか」

～子どもの笑顔はさいきの元気、すくすく育てさいきっ子～



令和7年3月
佐伯市

はじめに

近年、急速に進む少子化は社会全体に多くの影響を与え、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化や就労の多様化等、こどもと子育て家庭を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感等が高まっている状況にあります。

このような状況を踏まえ、社会全体でこどもを育てることを目的に、令和5年4月に「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化対策社会基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

これまで本市は、子ども・子育て支援法に基づき平成27年3月に「第1期佐伯市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「いつも子どもがまんなか」を基本理念として、こどもたちが心豊かにいきいき育つまちを目指し、子育て支援に取り組んでまいりました。

「第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間終了にあたり、これまでの取り組みの成果や課題などを踏まえ、近年の制度改正やこども・子育てをめぐる国や県の動きに対応しながら、「第3期佐伯市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

さて、本市は、「さいきオーガニック憲章」を定め、自然環境にやさしい、持続可能なまちづくり（佐伯版SDGs）の推進によりオーガニックシティ（人と自然が共生する持続可能なまち）の実現を目指しています。

この憲章に基づき、第3期計画においても、「いつも子どもがまんなか」を基本理念とし、こどもたちが健やかに生まれ、生き生きと育ち、笑顔のあふれるまちをつくるため、こどもたちの育ちと子育てを地域や社会全体で積極的に支えていきます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査などを通じて貴重なご意見をいただきました市民ならびに関係機関の皆様、熱心に議論を重ねて頂いた「佐伯市子ども・子育て会議」の皆様のご協力に深く感謝とお礼を申し上げます。

令和7年3月

佐伯市長 田中利明



目 次

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

1 計画の策定趣旨	- 1 -
2 計画の位置づけ.....	- 2 -
3 計画の期間.....	- 3 -
4 計画の対象.....	- 3 -
5 こども・子育てに関する主な法律・制度	- 4 -
6 事業計画策定の経緯.....	- 6 -
7 持続可能な開発目標 (SDGs) について	- 7 -
8 計画の法的根拠	- 7 -

第2章 佐伯市のこども・子育てを取り巻く現状

1 佐伯市の状況	- 11 -
2 子育て家庭の状況	- 15 -
3 実態調査の状況	- 17 -
4 第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画の実績評価	- 33 -
5 佐伯市における子育て・子育て支援の課題.....	- 47 -

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	- 51 -
2 計画の基本的視点	- 52 -
3 計画の施策体系	- 53 -

第4章 計画を推進するための施策の展開

＜施策の方向性1 すべてのこどもが幸せに暮らすための意識づくり＞	- 57 -
＜施策の方向性2 妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない支援＞	- 58 -
＜施策の方向性3 生きる力を育むためのこどもの育ちの支援＞	- 63 -
＜施策の方向性4 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備＞.....	- 67 -
＜施策の方向性5 きめ細かな対応が必要なこどもと親への支援＞	- 69 -
＜施策の方向性6 地域における子育て・子育ての支援＞	- 74 -
＜施策の方向性7 子育てにやさしい生活環境の整備＞	- 77 -
＜施策の方向性8 ワーク・ライフ・バランスの推進＞	- 80 -
＜こどもの貧困の解消に向けた対策＞	- 81 -

第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画（第3期）

1 教育・保育提供区域の設定	- 85 -
2 計画の対象となる児童の人口推計	- 86 -
3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保内容及びその実施時期	- 87 -
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	- 90 -
5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	- 101 -
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	- 101 -

第6章 計画の推進体制

1 市民それぞれの役割	- 105 -
2 計画の実施状況と点検推進体制	- 106 -
3 計画の公表及び周知	- 106 -

参考資料

1 佐伯市子ども・子育て会議条例	- 109 -
2 佐伯市子ども・子育て会議委員名簿	- 111 -
3 用語解説	- 112 -



第1章

子ども・子育て支援事業計画の 策定にあたって



第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

I 計画の策定趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では1.43、令和5年では1.20と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、こども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。令和元年10月からは、こどもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、こども・子育てに関する新たな取り組みを進めてきました。

令和5年4月には、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化対策社会基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

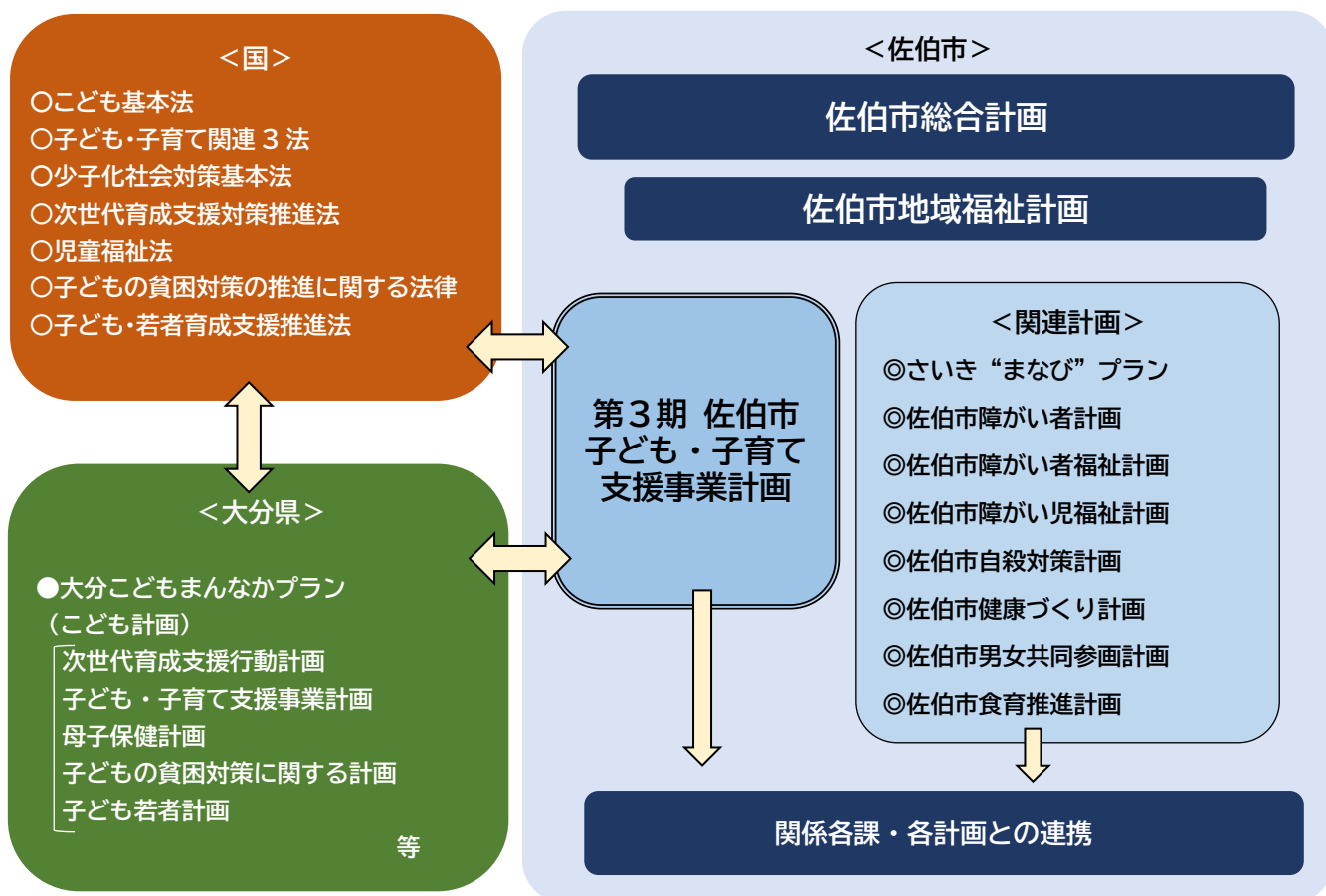
佐伯市（以降「本市」という。）では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「佐伯市子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年度に「第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」及び「こどもの貧困対策」に向けた施策を推進してきました。

「第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末で計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本市の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子育て支援の取組をより効果的に推進するため、「第3期佐伯市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定いたします。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下「基本指針」という。）に即して、策定するものです。
- 本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画の考えや取り組みを可能な限り踏襲した、「こども・子育て支援」を総合的に推進していく事業計画と位置付けます。
- 本計画には、子どもの貧困対策推進法に関する施策を含めます。
- 本計画は、国・県との連携を図り、佐伯市総合計画を上位計画とし、また、佐伯市地域福祉計画を福祉の上位計画と位置づけ、さいき“まなび”プラン、佐伯市障がい者計画及び他計画などの関連計画との整合を図るものとし、本市のこどもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。

■ 国・県・関連計画等との連携



3

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和6年度に策定しました。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期 佐伯市子ども・子育て支援事業計画					第3期 佐伯市子ども・子育て支援事業計画				

計画策定

必要により適宜見直し

4

本計画(子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画)における「こども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、18歳までの児童を指します。

なお、子ども・子育て支援事業計画のうち、教育・保育の提供体制は0から5歳のこどもを対象とし、地域子ども・子育て支援事業は、0から11歳(一部)を対象としています。

区 分	0から5歳	6～11 歳	12～18 歳
子ども・子育て支援事業計画(全体)			
教育・保育の提供体制			
地域子ども・子育て支援事業			
次世代育成支援対策行動計画			

5 こども・子育てに関する主な法律・制度

■ 子ども・子育て関連3法成立以降のこども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24 年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業計画の策定を明記。
25 年度	待機児童解消加速化プラン	平成 29 年度末までに 40 万人分の保育の受け皿を確保。（⇒平成 27 年に 50 万人分に拡大）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定を明記。（⇒平成 26 年 8 月 29 日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定）
26 年度	次世代育成支援対策推進法	令和 7 年 3 月末までの時限立法に延長。
27 年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）。
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成 29 年度末までに 7 万人の保育士を確保。（⇒平成 27 年に 9 万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化。
28 年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより 40 万人⇒50 万人分に上乗せされた 10 万人分の受け皿確保について、内訳の 5 万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに 2 %相当の改善。平成 30 年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。（一部平成 29 年 4 月施行）
29 年度	子育て安心プラン	令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
30 年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。
	新・放課後子ども総合プラン	令和 5 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。

令和	法律・制度等	内容
元年度	幼児教育・保育の無償化	10月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。
2年度	子ども・子育て支援事業計画（第2期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第2期）開始。（計画期間：令和2年度～令和6年度）
4年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。
	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
5年度	こども家庭庁の創設	「子どもの最善の利益」を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。
	こども基本法の成立	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。

6 事業計画策定の経緯

(1) 佐伯市子ども・子育て会議の開催

市民、学職経験者、関係団体代表などから構成される「佐伯市子ども・子育て会議」を設置開催し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

(2) パブリックコメントの実施

本市では、市政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、市民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和7年1月10日から令和7年2月10日まで意見の募集を実施し、市民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、市民意見の反映に努めました。

(3) アンケート形式による実態調査の実施

本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、令和5年度に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式の実態調査を行いました。調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等を、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。

■ 令和5年度 アンケート形式による実態調査の概要

調 査 対 象 者	本市在住の小学校就学前児童（0～5歳）及び小学1年生（6歳）のこどものいる保護者全員					
調 査 期 間	令和6年2月14日（水）～令和6年2月29日（木）					
調 査 方 法	郵便発送、郵送回収及びWEB 回答による無記名回答方式					
配 布 ・ 回 収 状 況		配布件数	郵送回答数	WEB 回答数	合計回答数	有効回答率
	就学前	2,163 件	560 件	222 件	782 件	36.2%
	小学生	438 件	135 件	54 件	189 件	43.2%
	合 計	2,601 件	695 件	276 件	971 件	37.3%

7 持続可能な開発目標 (SDGs) について

SDGs (エス ディー ジーズ) とは、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のことで、2030 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身に取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本市においても、『誰一人として取り残さない』という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



8 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」を一体のものとして策定したものです。

■「こども」表記について

内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の令和4年9月15日付け事務連絡「「こども」表記の推奨について(依頼)」にて、こども表記の判断基準が示されました。その中で、今後の行政文書においても「こども」表記を活用していくとし、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いるとされています。

本市においても、国で示された表記方法を準用し、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。また、特別な場合の判断についても、国と同様の取り扱いを行います。

特別な場合の例

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合 例：公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」
- ② 固有名詞を用いる場合 例：既存の予算事業名や組織名
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合



第2章

本市のこども・子育てを取り巻く 現状



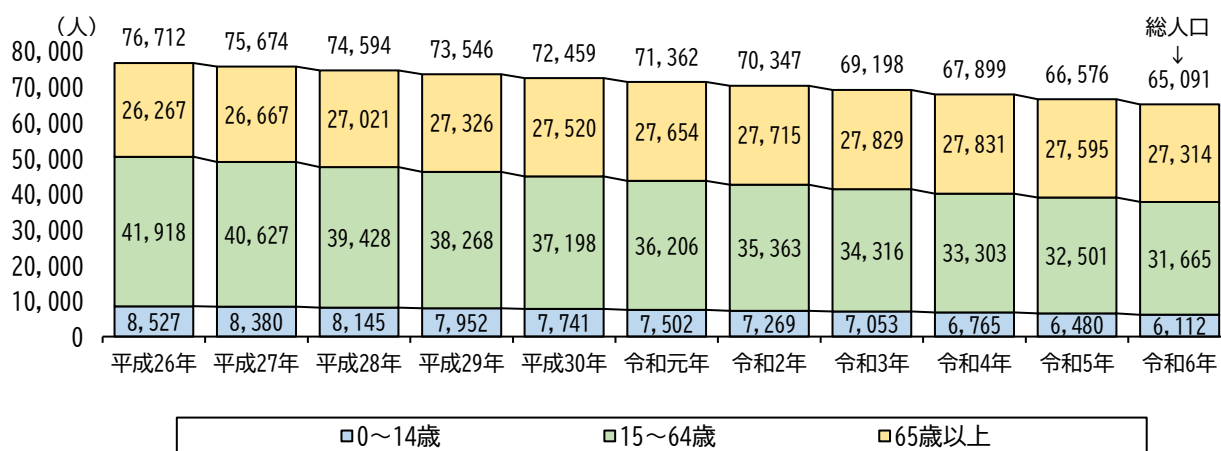
第2章 佐伯市のこども・子育てを取り巻く現状

I 佐伯市の状況

(1) 総人口とこども人口の推移

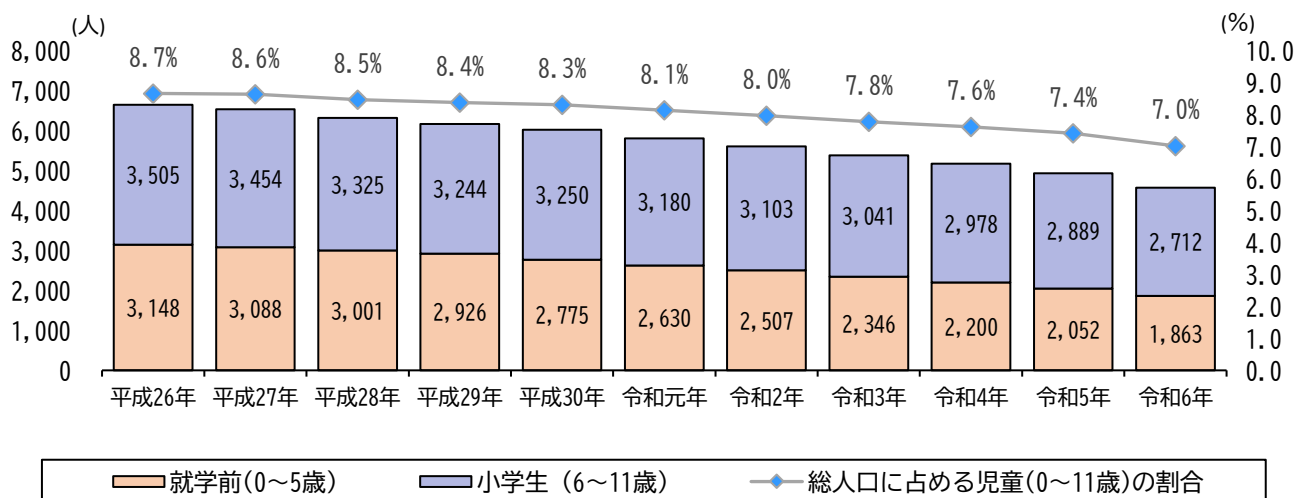
本市の総人口は平成26年から令和6年にかけて減少し続け、令和6年には65,091人となっています。年齢階級別人口をみると、老年人口（65歳以上）は令和4年以降、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は年々減少しており、本市は少子高齢化傾向となっています。

■ 3階級別人口の推移



総人口に占める児童（就学前・小学生）の割合も低下を続け、令和6年には7.0%となっています。

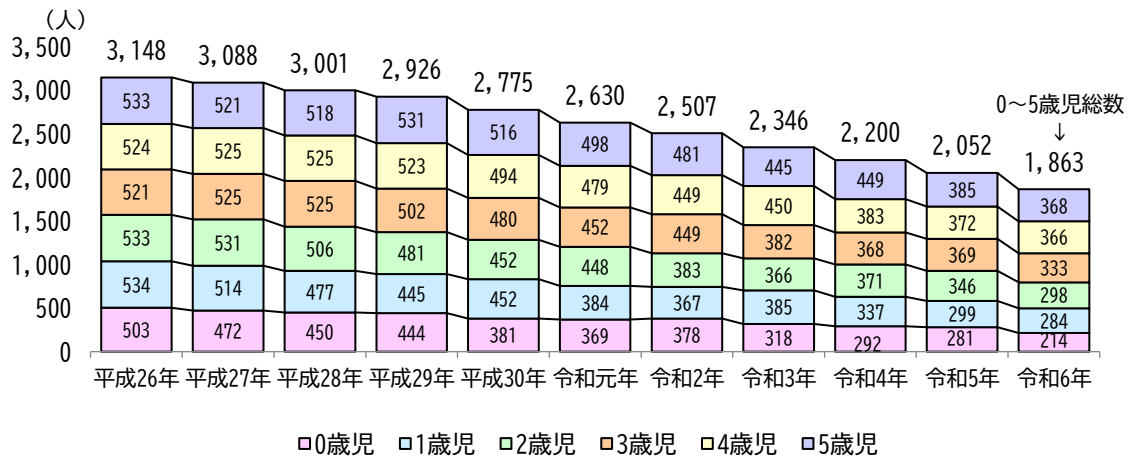
■ こども人口（0～11歳）の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日)

さらに就学前児童（0～5 歳）の1歳刻み人口の推移をみると、平成26年から令和6年にかけていずれの年齢でも減少しており、0～5 歳児人口及び生産年齢人口（15～64 歳）がともに減少していることから今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。

■ 0～5 歳児の1 歳刻み人口の推移

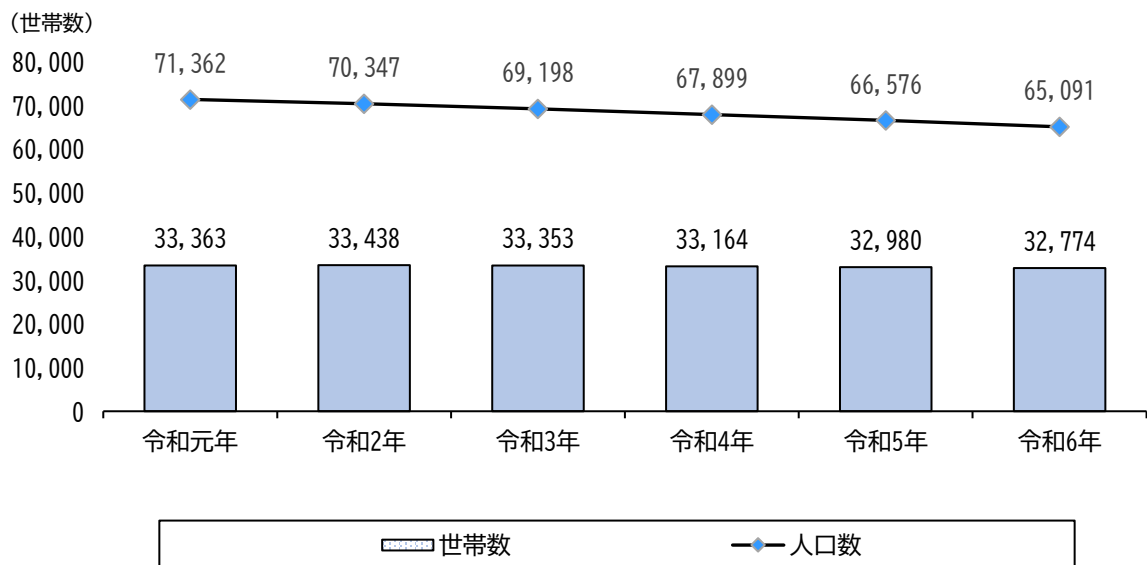


資料：住民基本台帳(各年4月1日)

(2) 世帯の状況

本市の世帯推移をみると、令和元年以降、年ごとの増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しており、令和6年には32,774世帯となっています。

■ 世帯の推移

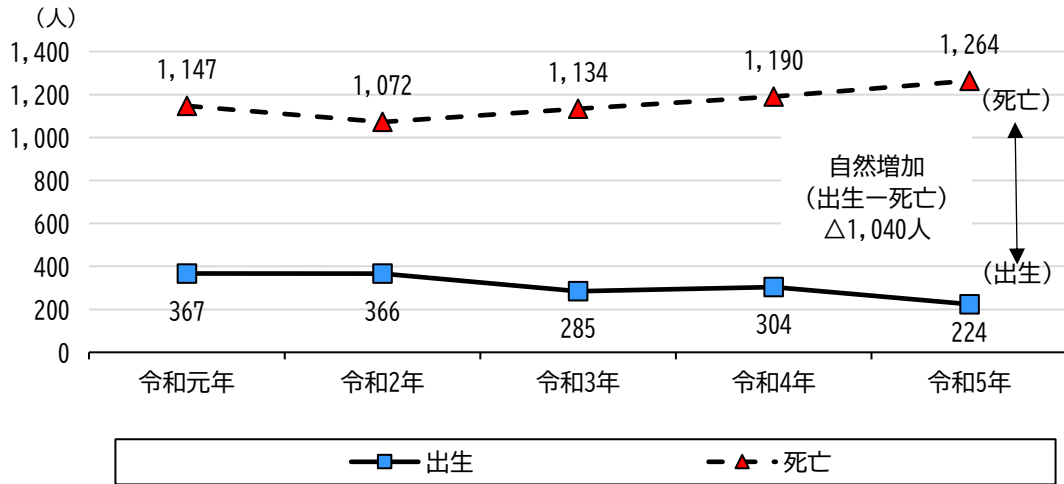


資料：住民基本台帳(各年4月1日)

(3) 出生・死亡の状況

本市の出生・死亡の推移をみると、出生は、令和元年から増減を繰り返し、令和5年には再び減少傾向となり、死亡は、令和2年から増加傾向となっており、令和5年における出生と死亡の差である自然増加数は△1,040人となっています。

■ 出生・死亡の推移

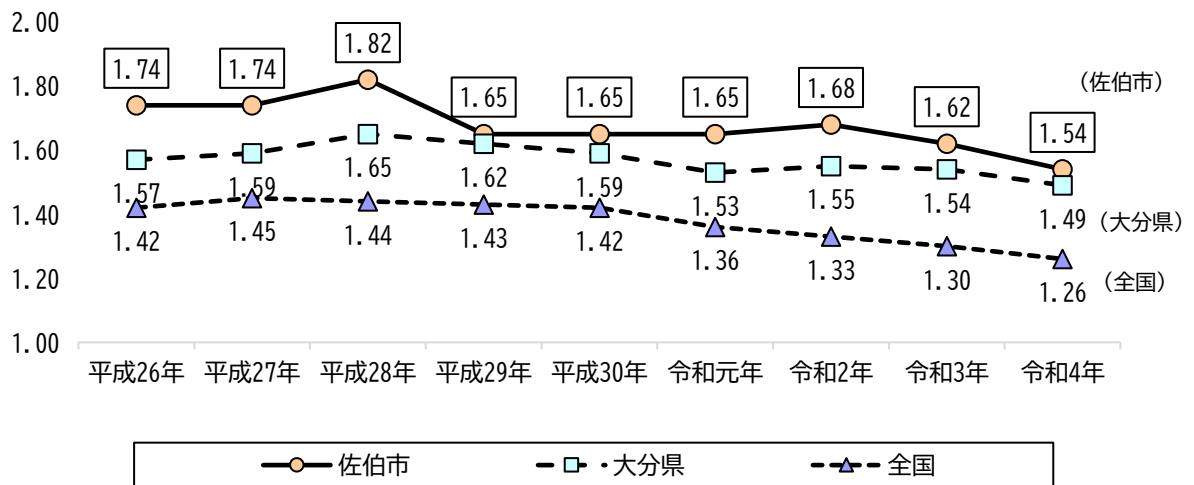


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(4) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、令和4年では「1.54」となっており、全国・大分県を上回った水準で推移しています。

■ 合計特殊出生率の推移

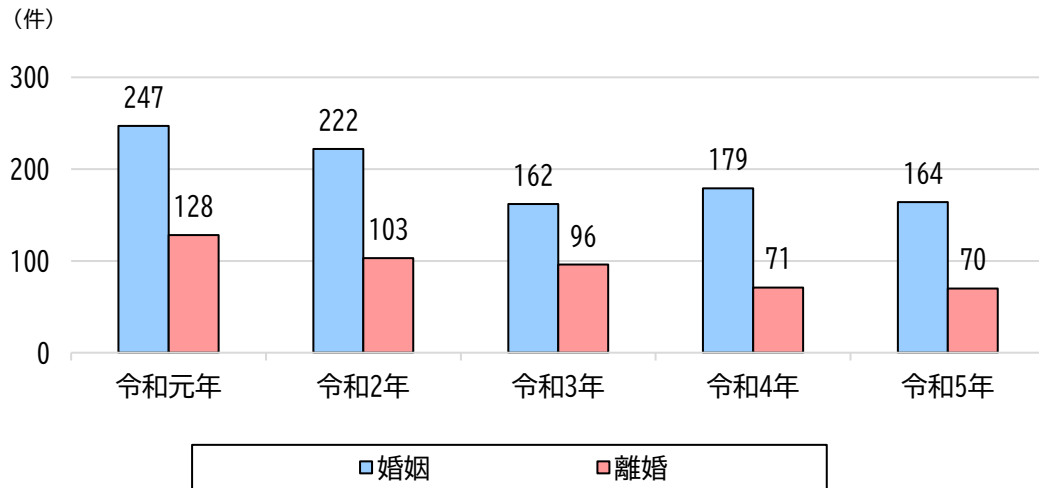


資料：厚生労働省「人口動態調査」、市の合計特殊出生率は、県福祉保健企画課調べ

(5) 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻・離婚の推移をみると、離婚が減少傾向で推移しており、令和5年の婚姻数は164件、離婚数は70件となっています。

■ 婚姻・離婚数の推移

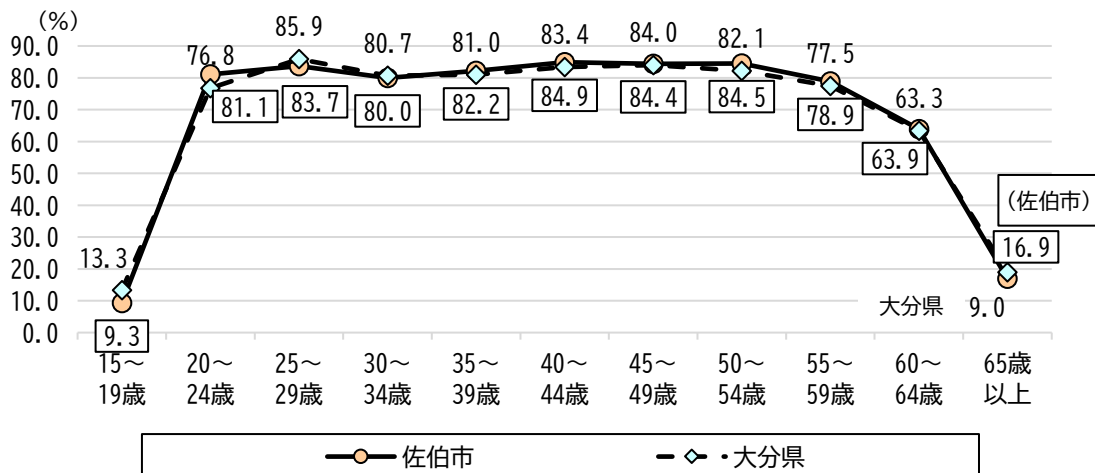


資料：厚生労働省「人口動態調査」

(6) 女性の労働力率

令和2年国勢調査における、女性の年齢階級別労働力率をみると、結婚や出産を機に仕事を辞めることなく仕事を継続する傾向にあります。女性の年齢階級別労働力率は各年代とも大分県とほぼ同程度で推移しています。

■ 女性の年齢階級別労働力率（令和2年国勢調査）

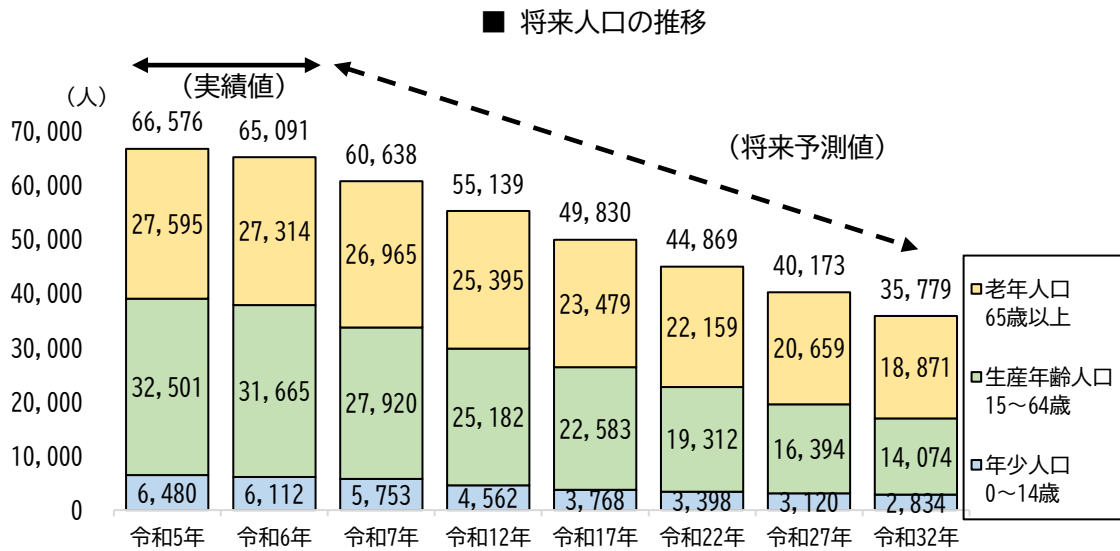


資料：総務省「令和2年国勢調査」

※労働力率とは、生産年齢人口に占める労働力人口の割合

(7) 将来人口の推計

本市の将来人口は、令和17年には、総人口が5万人を下回ると予想され、令和6年の老年人口が27,314人(41.9%)に対して、令和32年の老年人口は18,871人(52.7%)と予想され、現在よりさらに高齢化率が高くなると予想されます。

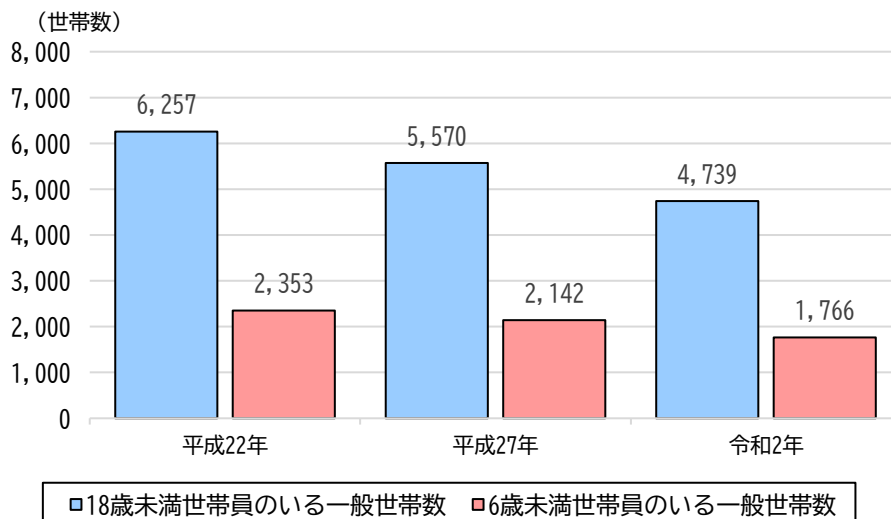


2 子育て家庭の状況

(1) 子育て世帯の推移(18歳未満世帯員のいる世帯、6歳未満世帯員のいる世帯)

本市の平成22年から令和2年の子育て世帯の推移をみると、18歳未満世帯員のいる世帯、6歳未満世帯員のいる世帯ともに減少しています。

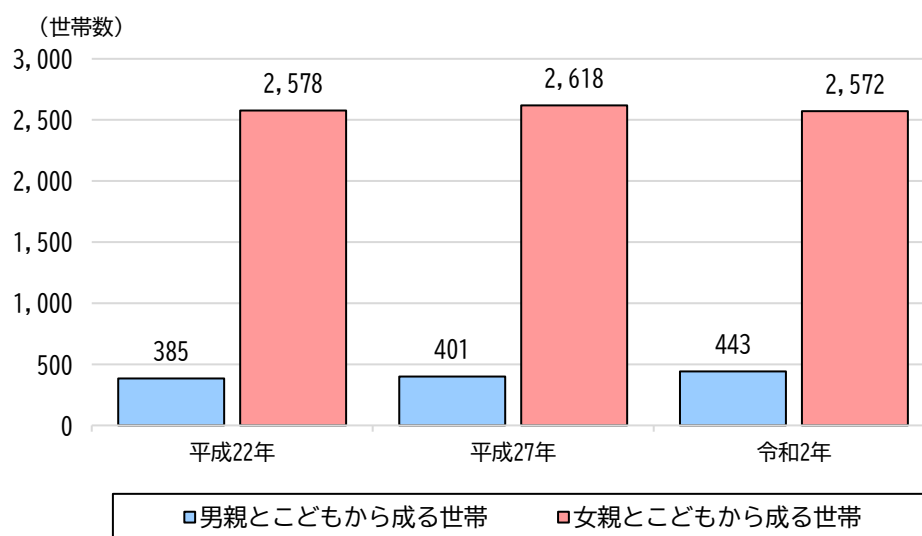
■ 子育て世帯(18歳未満のこどもがいる世帯)の推移



(2) ひとり親世帯の推移

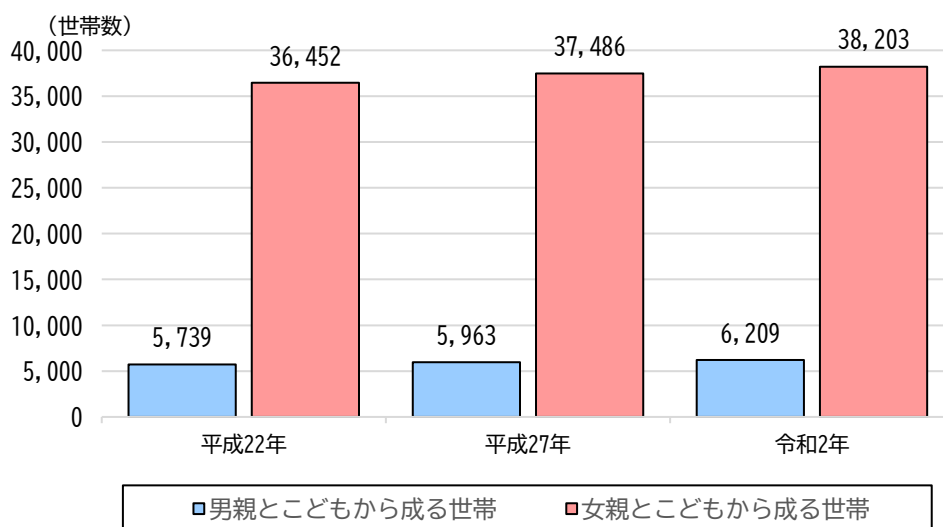
本市のひとり親世帯の推移をみると、平成22年から令和2年にかけて男親と子どもから成る世帯は増加傾向となっているが、女親と子どもから成る世帯は年ごとの増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。大分県では、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯ともに増加傾向となっています。

■ ひとり親世帯の推移（佐伯市）



資料：総務省「国勢調査」

■ ひとり親世帯の推移（大分県）



資料：総務省「国勢調査」

3 実態調査の状況

(1) 「佐伯市子育てに関するアンケート調査」の概要

令和6年度末までを計画期間とする、現在の「第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画」を改定し、令和7年度から5年間を計画期間とする新たな計画の策定にあたり、「佐伯市子育てに関するアンケート調査」を実施しました。同計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みを推計するため、また、本市の子育て支援施策の充実を図るため、市民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望等を把握し、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用します。

■ 令和5年度佐伯市子育てに関するアンケート調査の概要（再掲）

調査対象者	本市在住の小学校就学前児童（0～5歳）及び小学1年生（6歳）のこどものいる保護者全員					
調査期間	令和6年2月14日（水）～令和6年2月29日（木）					
調査方法	郵送発送、郵送回収及びWEB回答による無記名回答方式					
配布・回収状況		配布件数	郵送回答数	WEB回答数	合計回答数	有効回答率
	就学前	2,163件	560件	222件	782件	36.2%
	小学生	438件	135件	54件	189件	43.2%
	合 計	2,601件	695件	276件	971件	37.3%

(2) 調査の留意点

- 回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対し、それぞれの回答数の割合を小数点以下第二位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%を超える場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して割合を示しているため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中の「n」（number of case）は、集計対象者総数を表します。
- 本文中の選択肢について、長文の場合はレイアウトの都合上、簡略化したり省略して表記したりしている場合があります。
- 本文中のグラフには無回答の割合は含まれていません。（アンケート調査結果の比率2使用）

(3) 佐伯市子育てに関するアンケート調査の結果（抜粋）

<1. 配偶関係について>

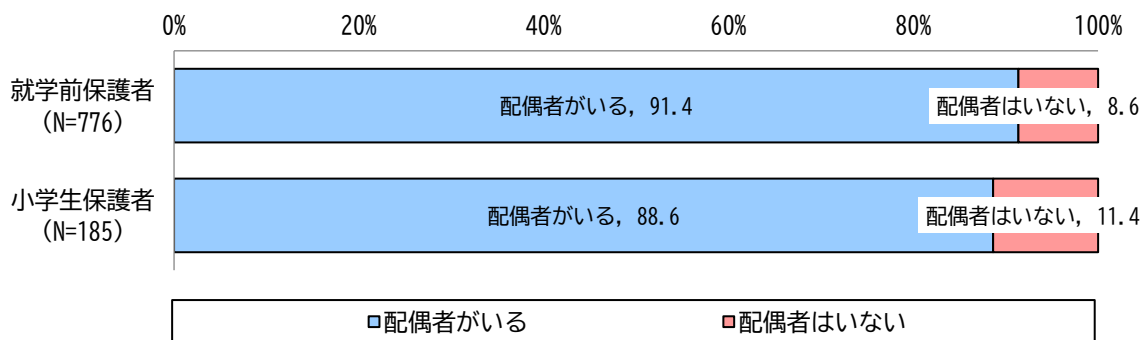
設問：この調査票に回答していただいている方の配偶関係について教えてください。

（就学前調査票：問5／小学生調査票：問5）

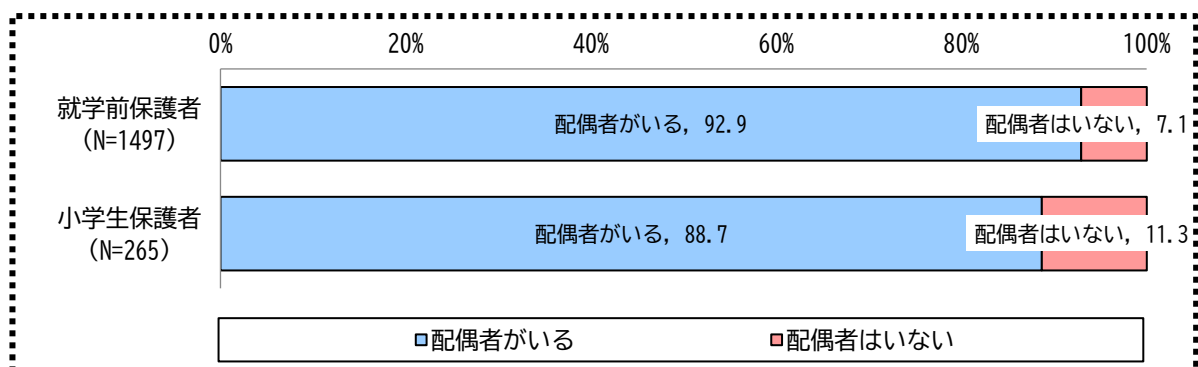
【調査結果】

- 就学前調査結果では、「配偶者がいる」とする割合が 91.4%となっている。前回平成30年度と比較すると、大きな変化はみられない。
- 小学生調査結果では、「配偶者がいる」とする割合が 88.6%となっている。前回平成30年度と比較すると、大きな変化はみられない。

■配偶者の有無（今回令和5年度調査）



■配偶者の有無（前回平成30年度調査）



<2. 日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無>

設問：日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。（複数回答）。

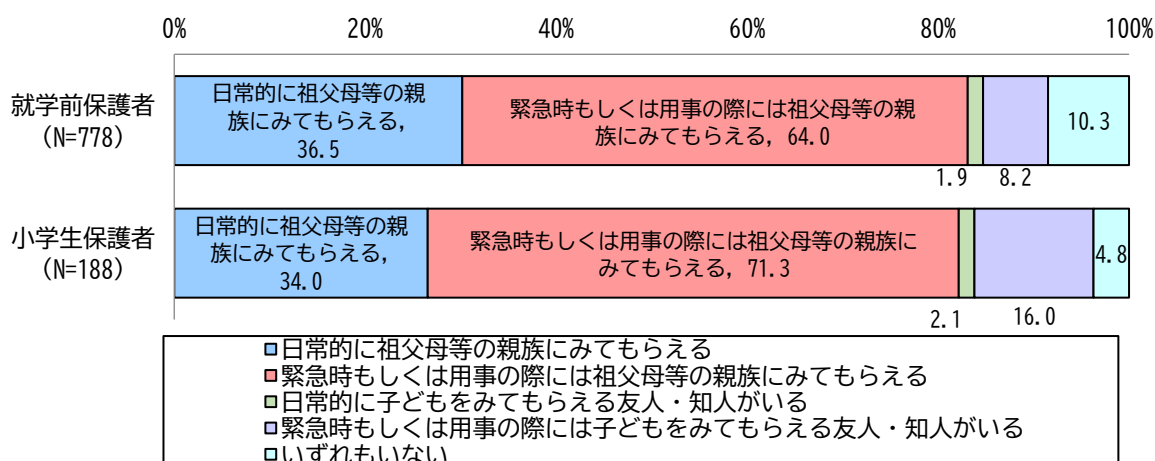
（就学前調査票：問7／小学生調査票：問7）

【調査結果】

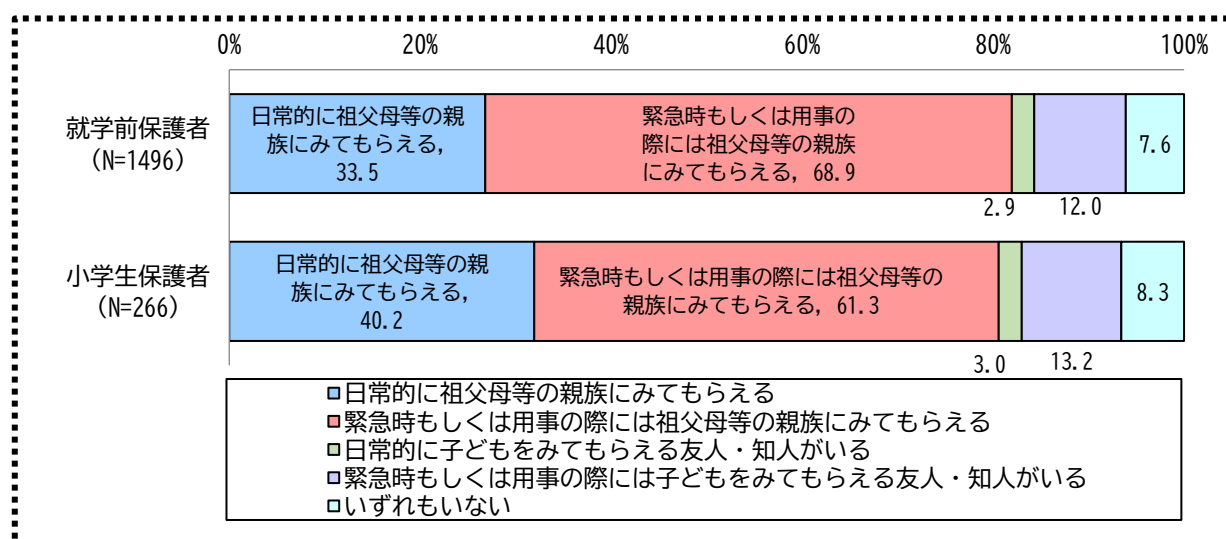
●就学前調査結果では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」とする割合が 64.0%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 36.5%となっている。前回平成30年度と比較すると、大きな変化はみられない。

●小学生調査結果では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」とする割合が 71.3%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 34.0%となっている。前回平成30年度と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が増加し、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が減少している。

■日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無（今回令和5年度調査）



■日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無（前回平成30年度調査）



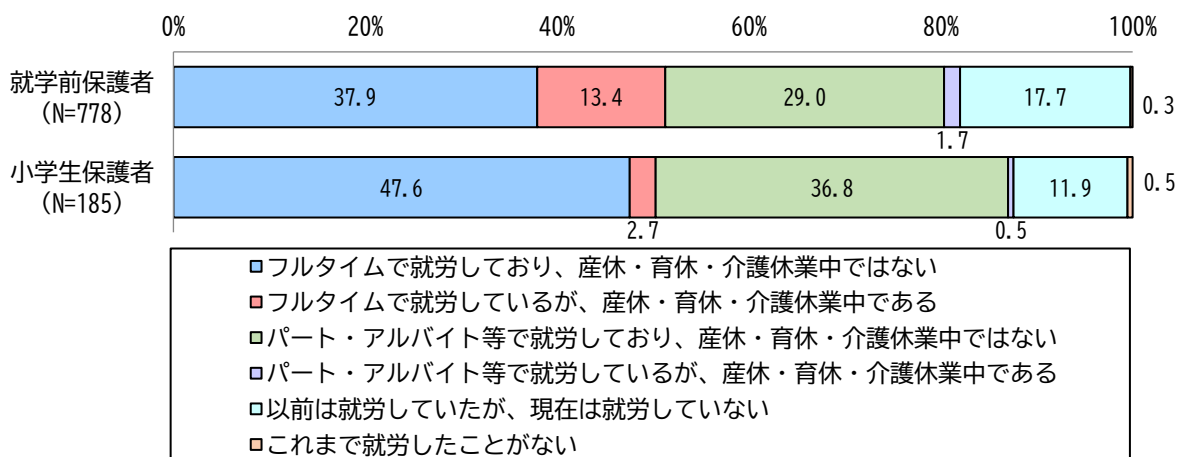
<3. 保護者の就労状況（母親）>

設問：宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をおたずねします。（就学前調査票：問9／小学生調査票：問9）

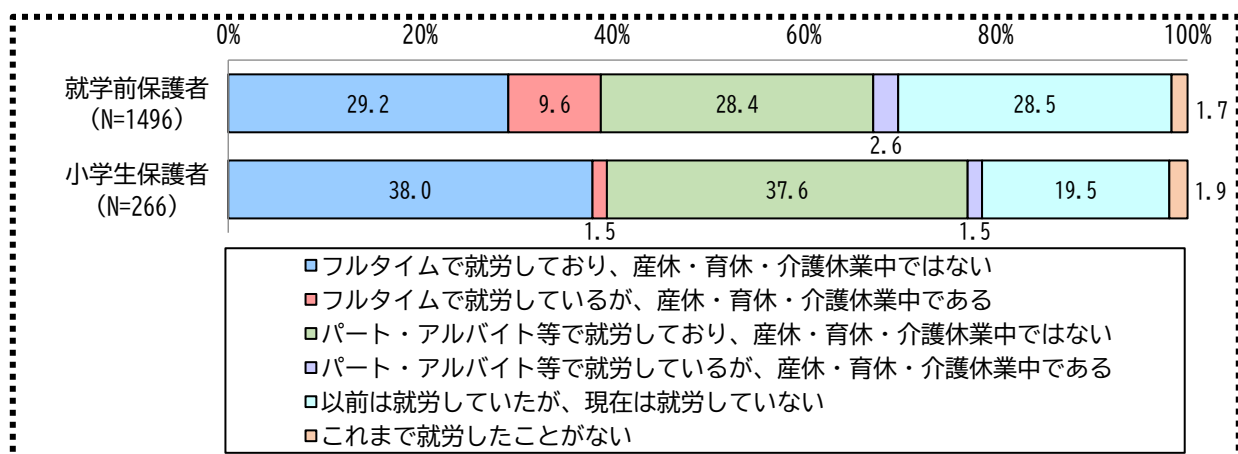
【調査結果】

- 就学前調査結果では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」とする割合が 37.9%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 29.0%となっている。前回平成30年度と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少している。
- 小学生調査結果では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」とする割合が 47.6%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 36.8%となっている。前回平成30年度と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少している。

■保護者の就労状況（母親）（今回令和5年度調査）



■保護者の就労状況（母親）（前回平成30年度調査）



<4. 平日の日中の定期的な教育・保育サービスの利用有無>

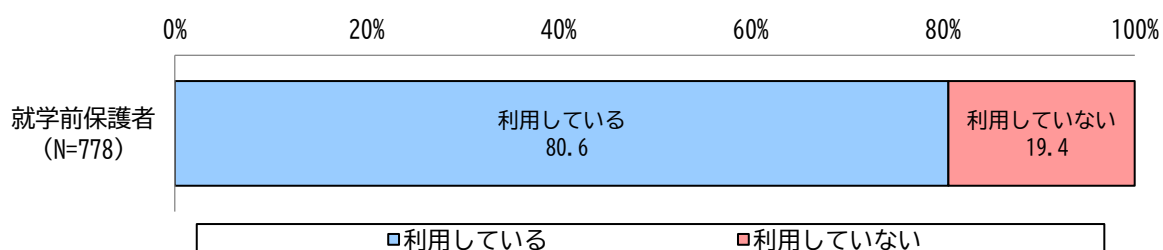
設問：宛名のお子さんは現在、保育所や幼稚園、認定こども園などの「日中の定期的な保育・教育サービス」を利用されていますか。

(就学前調査票：問10／小学生調査票：なし)

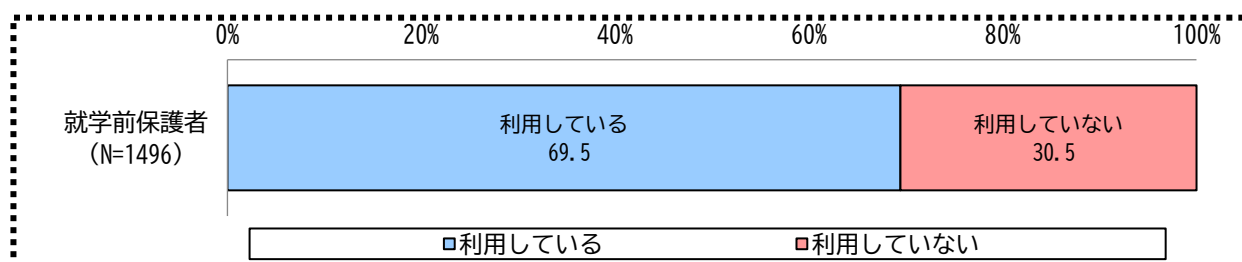
【調査結果】

- 就学前調査結果では、「利用している」とする割合が 80.6%となっている。前回平成30年度と比較すると、「利用している」の割合が増加し、「利用していない」の割合は減少している。

■平日の日中の定期的な教育・保育サービスの利用有無（今回令和5年度調査）



■平日の日中の定期的な教育・保育サービスの利用有無（前回平成30年度調査）



<5. 平日の日中の定期的な教育・保育サービスの利用状況>

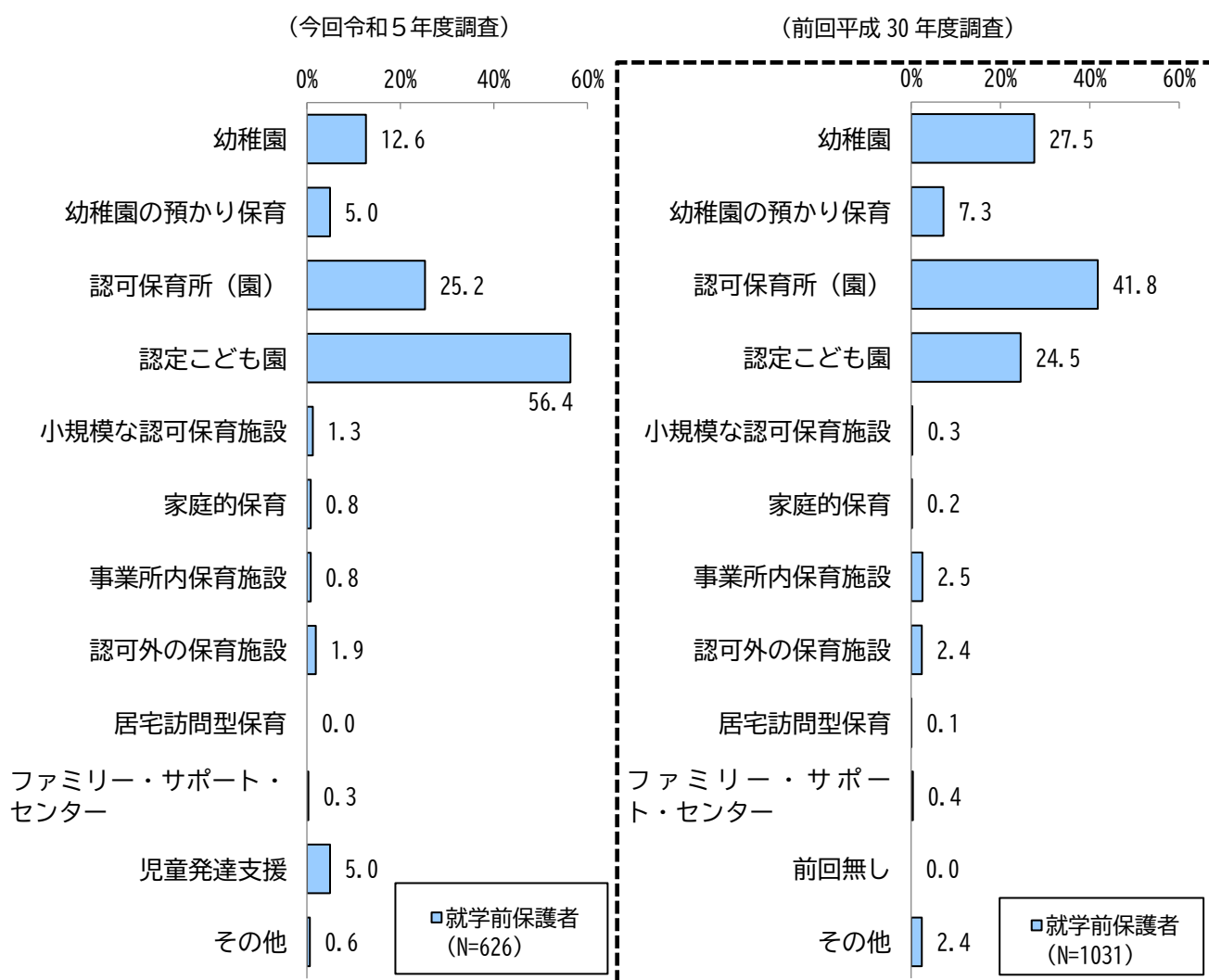
設問：4で「日中の定期的な教育・保育サービスを利用している」を選んだ方（626人）におたずねします。宛名のお子さんは、平日の日中どのような教育・保育サービスを利用していますか。（複数回答）

（就学前調査票：問10-1／小学生調査票：なし）

【調査結果】

●就学前調査結果では、「認定こども園」とする割合が 56.4%で最も高く、次いで「認可保育所（園）」が 25.2%となっている。前回平成30年度と比較すると、「認定こども園」の割合が増加し、「幼稚園」「認可保育所（園）」の割合が減少している。

■平日の日中の定期的な教育・保育サービスの利用状況（就学前調査結果）



<6. 平日の日中の定期的な教育・保育サービスを利用していない理由>

設問：4で「日中の定期的な教育・保育サービスを利用していない」を選んだ方（147人）

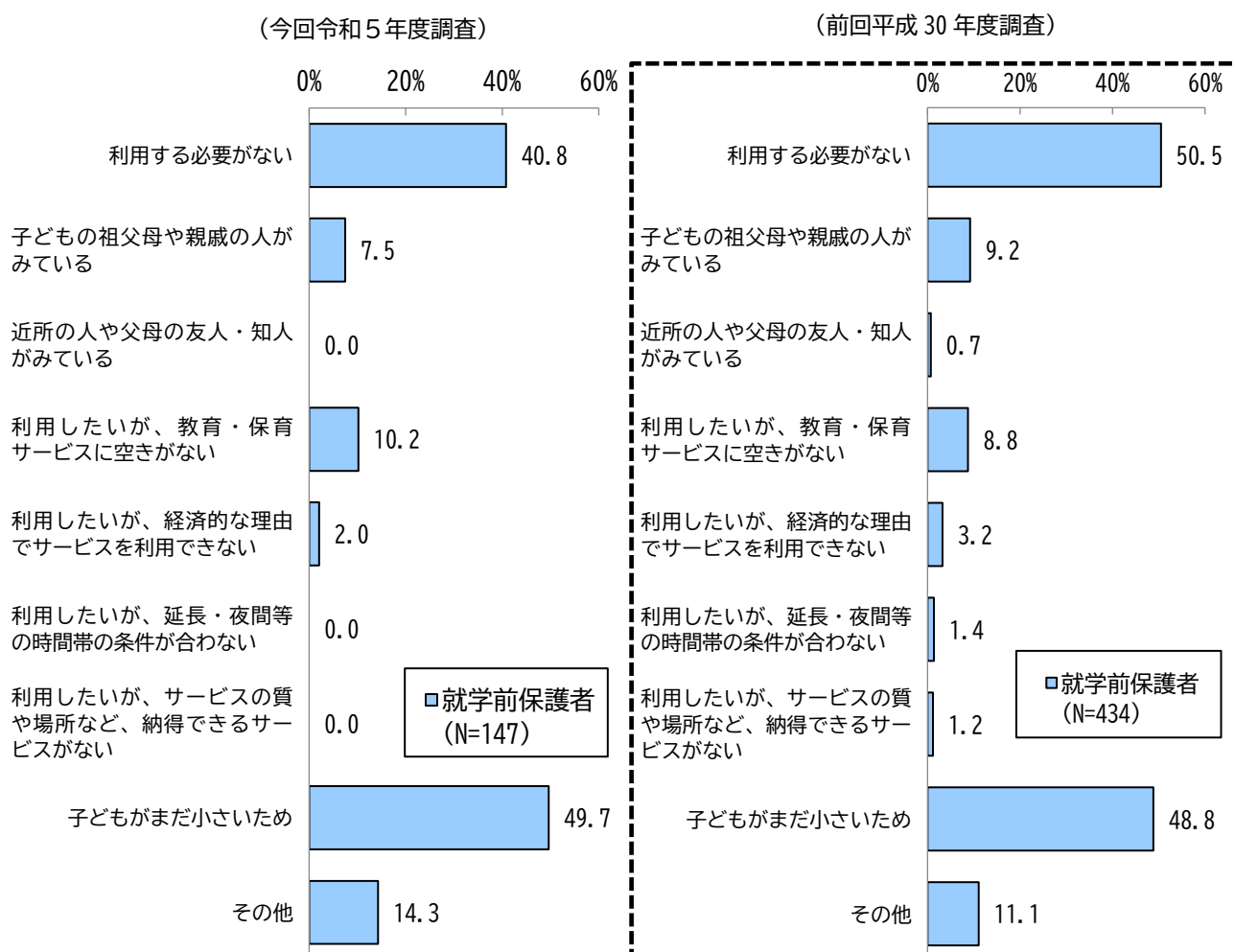
におたずねします。利用していない理由は何ですか。（複数回答）

（就学前調査票：問10-7／小学生調査票：なし）

【調査結果】

- 就学前調査結果では、「子どもがまだ小さいため」とする割合が 49.7%で最も高く、次いで「利用する必要がない」が 40.8%となっている。前回平成30年度と比較すると、「利用する必要がない」の割合が減少している。

■平日の日中の定期的な教育・保育サービスを利用していない理由（就学前調査結果）



<8. 育児休業の取得状況>

設問:「育児休業を取得した(取得中である)」と回答した方(433人)におたずねします。

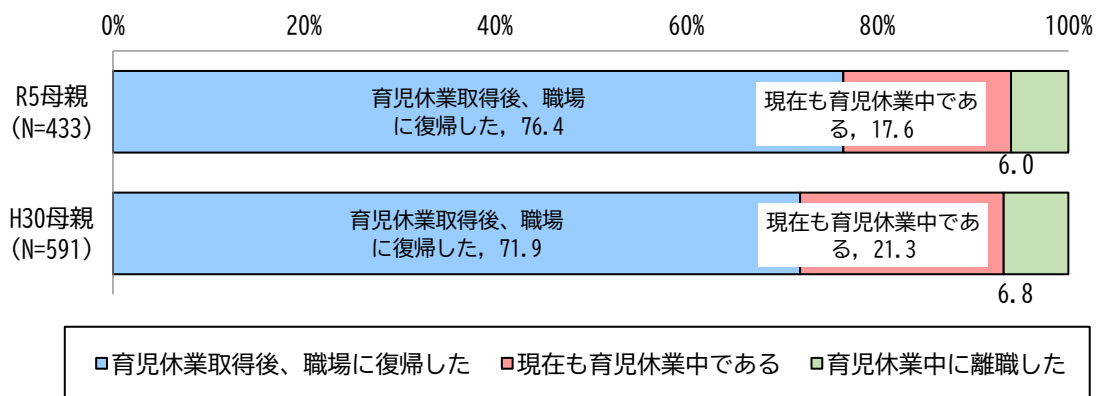
育児休業取得後、職場に復帰しましたか。

(就学前調査票:問20-1/小学生調査票:なし)

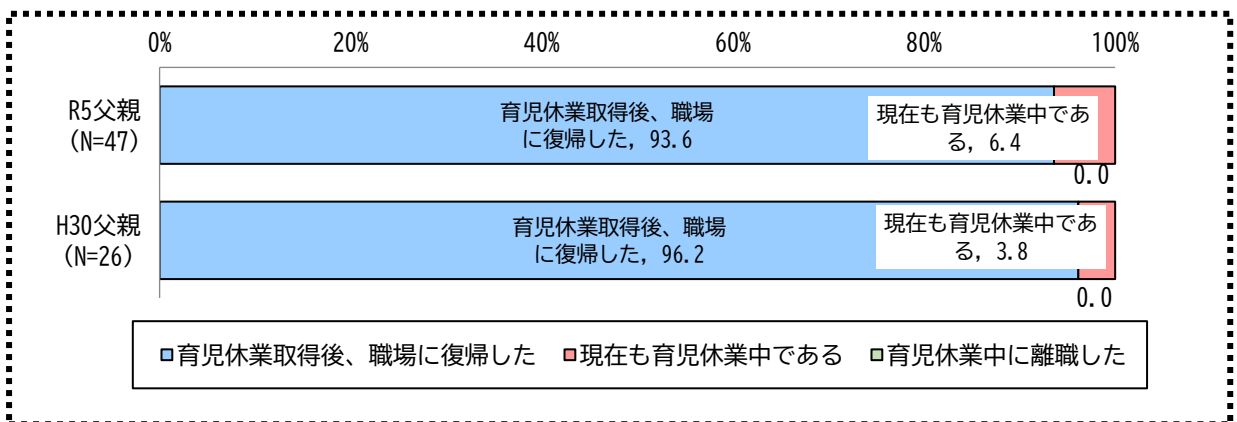
【調査結果】

- 就学前調査結果では、母親の育児休業取得について、「育児休業取得後、職場に復帰した」とする割合が76.4%で最も高く、次いで「現在も育児休業中である」が17.6%となっている。前回平成30年度と比較すると、大きな変化はみられない。
- 父親の育児休業取得については、「育児休業取得後、職場に復帰した」とする割合が93.6%で最も高くなっている。前回平成30年度と比較すると、大きな変化はみられない。

■育児休業の取得状況について 母親（今回令和5年度調査）（前回平成30年度調査）



■育児休業の取得状況について 父親（今回令和5年度調査）（前回平成30年度調査）



<9. 希望する放課後の子どもの居場所>

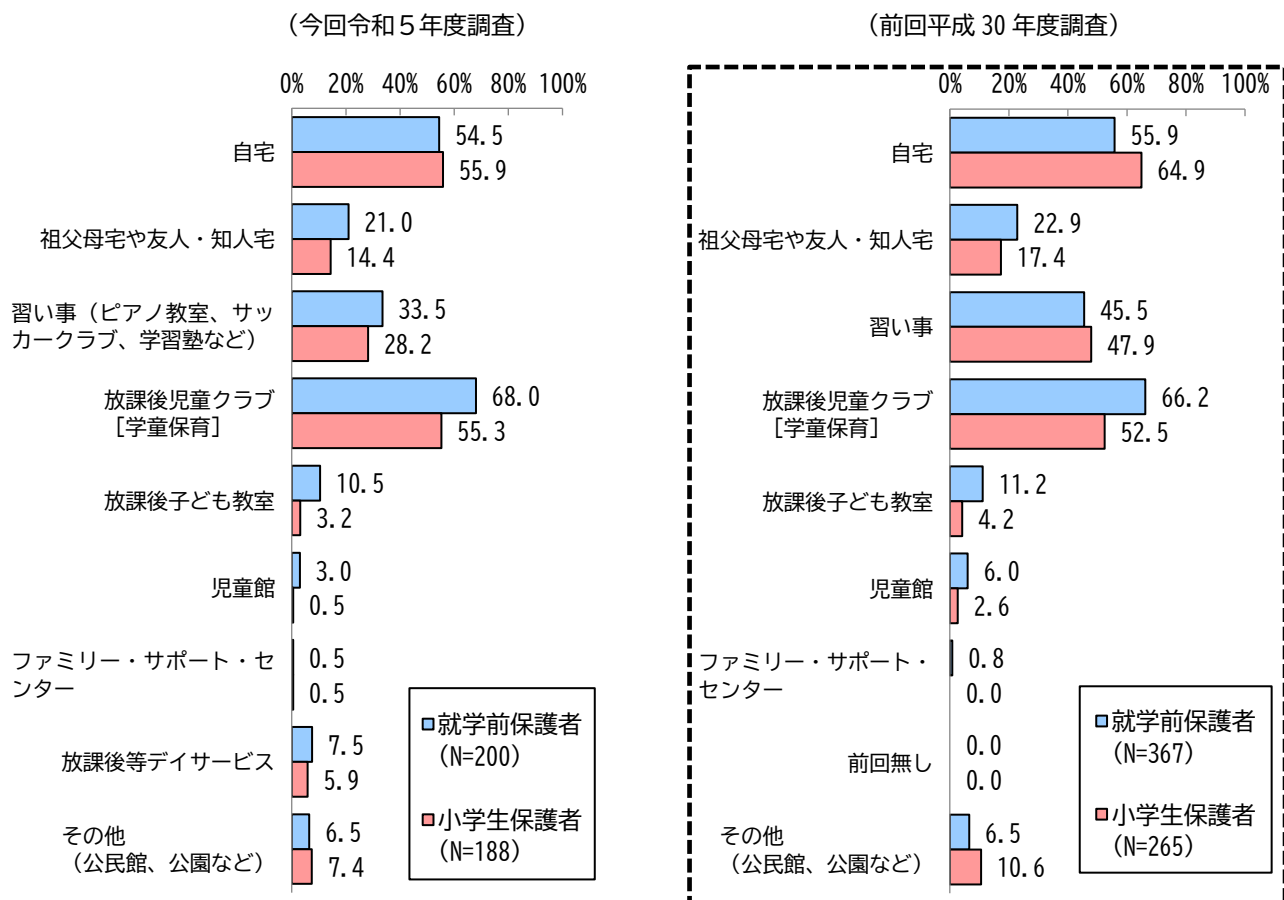
設問：宛名のお子さんが5歳以上である方に小学校就学後の放課後の過ごし方についておたずねします。放課後（平日の小学校下校後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答）

（就学前調査票：問21／小学生調査票：問11）

【調査結果】

- 就学前調査結果では、「放課後児童クラブ」とする割合が 68.0%で最も高く、次いで「自宅」が 54.5%となっている。前回平成30年度と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少している。（※就学前の調査対象者は 5 歳児以上の方のみ）
- 小学生調査結果では、「自宅」とする割合が 55.9%で最も高く、次いで放課後児童クラブ」が 55.3%となっている。前回平成30年度と比較すると、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少している。

■希望する放課後の子どもの居場所（就学前・小学生調査結果）



<10. 長期の休業期間中の放課後児童クラブの利用希望>

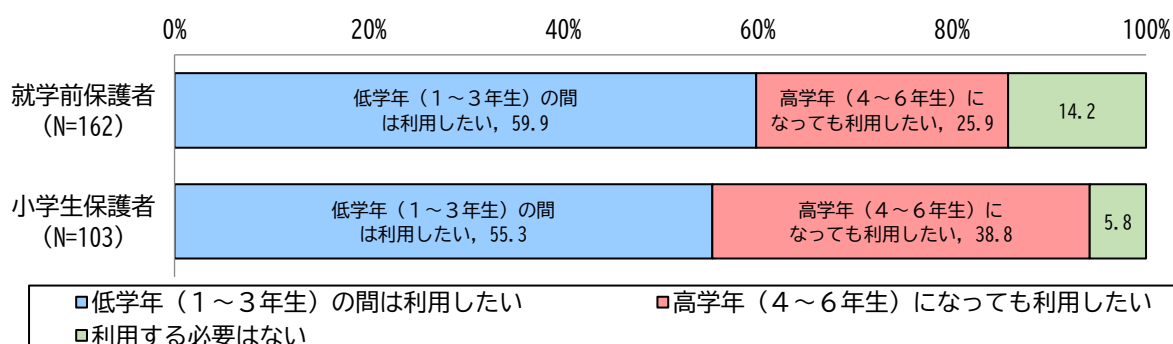
設問:「4. 放課後児童クラブ」を利用したいと回答した方におたずねします。宛名のお子さんについて、夏休み・冬休みなどの長期の休業期間中に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。

(就学前調査票:問23/小学生調査票:問11ー2)

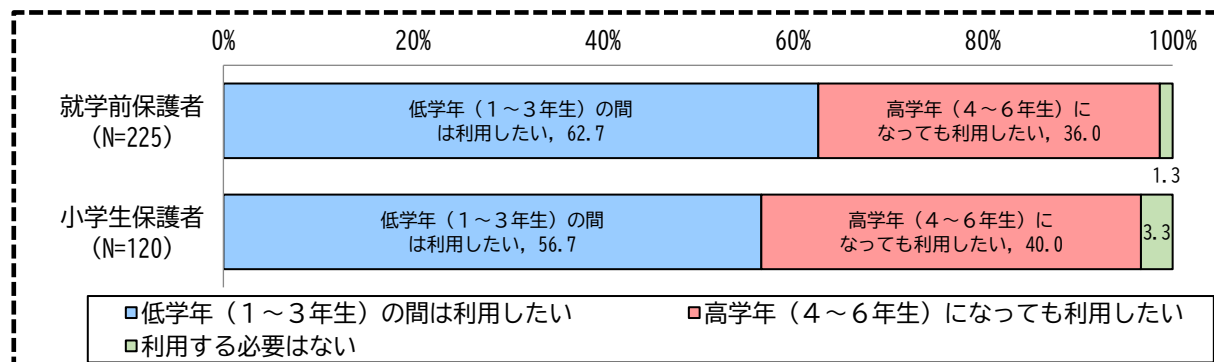
【調査結果】

- 「低学年(1～3年生)の間は利用したい」59.9%が最も高く、次いで「高学年(4～6年生)になっても利用したい」25.9%となっている。前回平成30年度と比較すると、「利用する必要はない」の割合が増加し、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」の割合は減少している。
- 「低学年(1～3年生)の間は利用したい」55.3%が最も高く、次いで「高学年(4～6年生)になっても利用したい」38.8%となっている。前回平成30年度と比較すると、大きな変化はみられない。

■平日の日中の定期的な教育・保育サービスの利用有無（今回令和5年度調査）



■平日の日中の定期的な教育・保育サービスの利用有無（前回平成30年度調査）



<11. お子さんの発育や発達について、気になることや不安を感じる事>

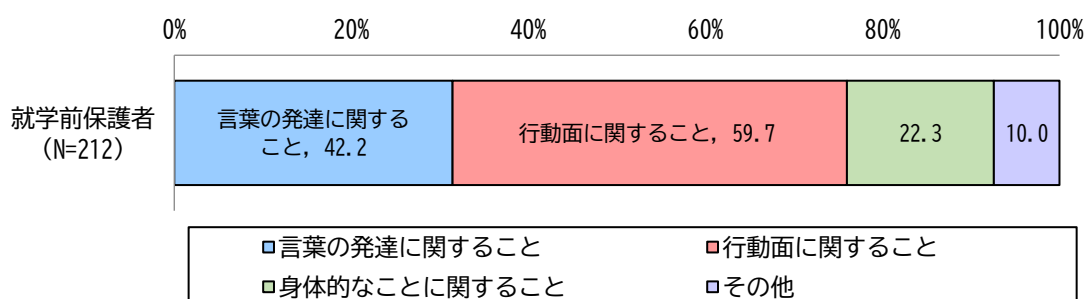
設問：宛名のお子さんの発育や発達について、気になることや不安を感じることがあると
 答えた方(212人)におたずねします。それは、どんなことですか。(複数回答)。

(就学前調査票：問29-1／小学生調査票：なし)

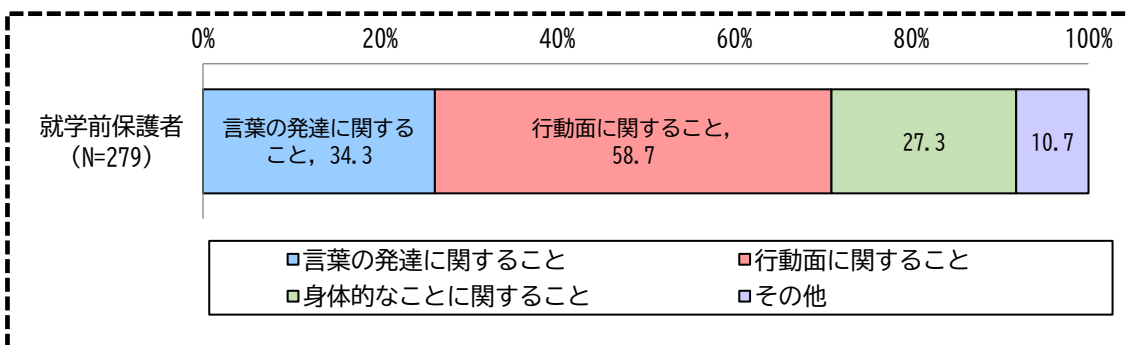
【調査結果】

●就学前調査結果では、「行動面に関する事」とする割合が 59.7%で最も高く、次いで「言葉の発達に関する事」が 42.2%となっている。前回平成30年度と比較すると、「言葉の発達に関する事」の割合が増加している。

■お子さんの発育や発達について、気になることや不安を感じる事（今回令和5年度調査）



■お子さんの発育や発達について、気になることや不安を感じる事（前回平成30年度調査）



<12. 気になることや不安を感じることの相談先>

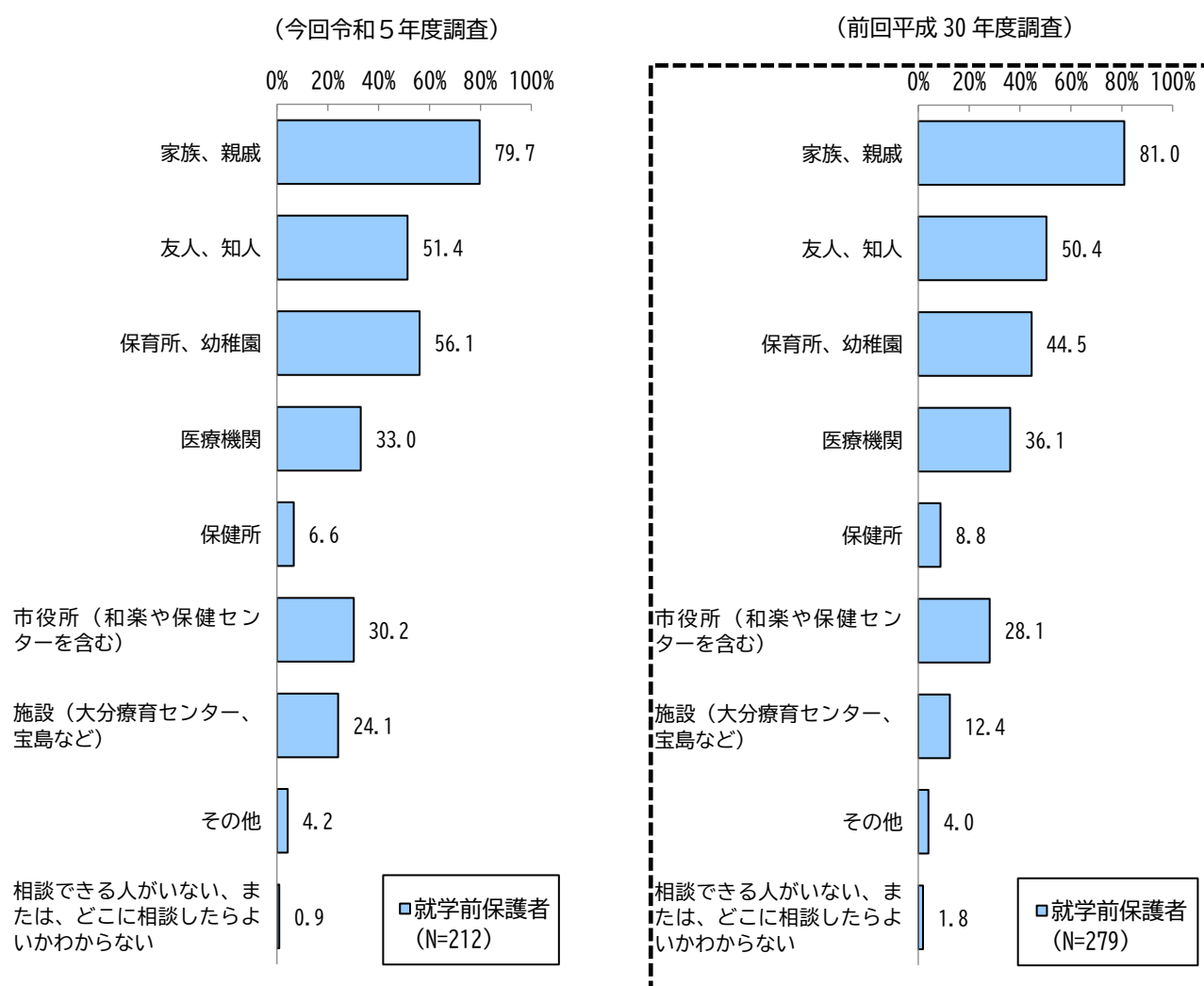
設問：気になることや不安を感じることを誰（またはどこ）に相談していますか。（複数回答）

（就学前調査票：問30／小学生調査票：なし）

【調査結果】

●「家族、親戚」とする割合が 79.7%で最も高く、次いで「保育所・幼稚園」が 56.1%となっている。前回平成30年度と比較すると、特に「保育所・幼稚園」「施設（大分療育センター、宝島など）」の割合が大きく増加している。

■気になることや不安を感じることの相談先（就学前調査結果）



<13. 子育てにかかる経済的な負担>

設問：子育てにかかる経済的な負担として大きなものは何ですか。（〇は3つまで）

（就学前調査票：問32／小学生調査票：問16）

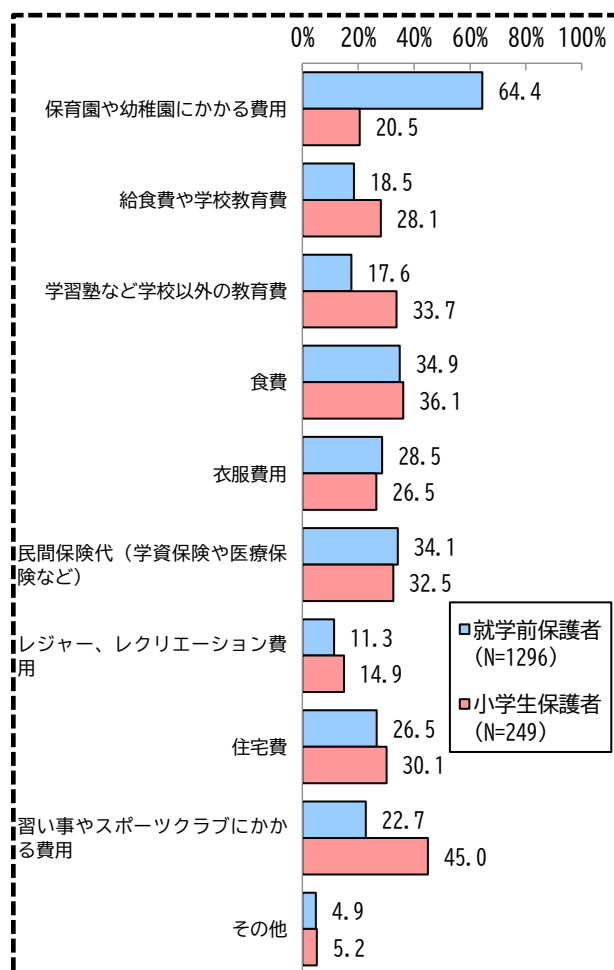
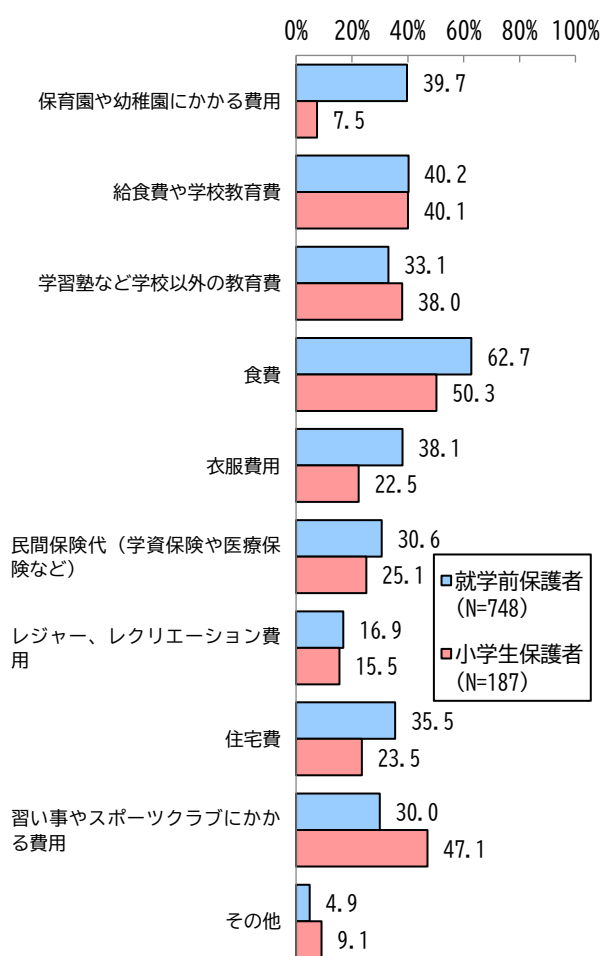
【調査結果】

- 就学前調査結果では、「食費」とする割合が 62.7%で最も高く、次いで「給食費や学校教育費」が 40.2%となっている。前回平成30年度と比較すると、「給食費や学校教育費」「食費」の割合が増加し、「保育園や幼稚園にかかる費用」の割合は減少している。
- 小学生調査結果では、「食費」とする割合が 50.3%で最も高く、次いで「習い事やスポーツクラブにかかる費用」が 47.1%となっている。前回平成30年度と比較すると、「給食費や学校教育費」「食費」の割合が増加し、「保育園や幼稚園にかかる費用」「民間保険代（学資保険や医療保険など）」の割合が減少している。

■子育てにかかる経済的な負担（就学前・小学生調査結果）

（今回令和5年度調査）

（前回平成30年度調査）



(4) 令和6年度 大分県こどもの生活実態調査における佐伯市の状況

<調査の目的>

大分県内のすべてのこどもたちが、夢と希望を持って健やかに成長していけるような社会の実現を目指した支援策を検討するため、県内全ての小学5年生から高校3年生までの全児童生徒及び小学5年生と中学2年生の保護者を対象に、こどもの生活実態を把握するためにこどもの生活・学習習慣や自己肯定感などに関する調査と併せて、こどもによる家族のお世話や困りごとの状況について調査を大分県が行いました。

<調査の実施概要>

- (1) 調査対象 小学5年生から高校3年生までの全児童・生徒、小学5年生と中学2年生の保護者
- (2) 調査期間 令和6年6月21日～令和6年7月19日
- (3) 調査方法 無記名のWeb調査（児童生徒は一人一台タブレット、保護者はスマホ等を活用）
学校（ホームルームなどの時間を活用、自宅での回答も可）、保護者は自宅など
- (4) 設問数等 児童生徒：最大66問、保護者：最大26問
- (5) 回答数

【佐伯市】	区 分	回答数
ヤングケアラー 実態調査	小学校(5年・6年)	838人
	中学生	1,316人
	高校生	953人
	小計①	3,107人
こどもの 生活実態調査	小学校5年生の保護者	286人
	中学校2年生の保護者	265人
	小計②	551人
	合計①+②	3,658人

<調査結果>

①大分県こどもの生活実態調査に伴う「こどもの貧困関係」調査の結果について

【調査結果】(抜粋)

大分県こどもの生活実態調査において、自分の将来について明るい希望を持っていると答えた児童・生徒の割合は、小学校5・6年生が87.7%、中学生が77.7%、高校生が78.9%でしたが、進学の希望が叶えられない理由として経済的余裕がないと答えた児童・生徒の人の割合は、小学校5・6年生が9.5%、中学生が8.3%でした。

保護者への調査では、こどもの進学に際し、家庭に経済的な余裕がないため希望とおりにならないと回答した人の割合は小学校5年生の保護者が9.1%、中学校2年生の保護者が10.9%でした。また、こどもを育てていく上で必要な支援として、保育料や学校費用の軽減や児童手当など手当の支給を求める割合が高い結果となりました。

■小学5・6年生、中学生、高校生

調査票 問 No	項 目	小学校 5・6 年生		中学生		高校生	
		佐伯市	大分県	佐伯市	大分県	佐伯市	大分県
問 11	将来について明るい希望を持っている(「希望がある」又は「どちらかという希望がある」の合計)児童・生徒の割合	87.7%	85.6%	77.7%	77.4%	78.9%	77.0%
問 62	進学の希望が叶えられない理由を「経済的に余裕がない」と回答した児童・生徒の割合※	9.5%	11.8%	8.3%	15.3%	-	-

※高校生は調査なし

■保護者(小学5年生、中学2年生)

調査票 問 No	項 目	保護者(小学校5年生)		保護者(中学校2年生)	
		佐伯市	大分県	佐伯市	大分県
問 10	現在の暮らしが「大変苦しい」又は「やや苦しい」と回答した人の割合	36.4%	36.2%	37.1%	39.2%
問 21	こどもの進学に際し、家庭に経済的な余裕がないため希望とおりにならないと回答した人の割合	9.1%	8.5%	10.9%	8.6%
問 24	各種手当や援助を受けたことがある人の割合(以下3つは、回答割合が高かった手当や助成等)				
	1.児童扶養手当	25.8%	27.1%	32.8%	28.8%
	2.就学援助費	15.0%	15.6%	18.1%	18.5%
	3.障がいや難病など医療費の手当や助成	4.9%	7.6%	6.0%	7.8%
問 25	こどもを育てていく上で必要な支援についての割合(以下3つは、回答割合が高かった支援等)				
	1.保育料や学校費用の軽減	65.7%	62.0%	63.3%	59.3%
	2.児童手当など手当の拡充	53.1%	54.3%	51.3%	51.1%
	3.奨学金制度の充実	26.9%	23.7%	32.0%	31.1%

【今後の対策】

今後、こども福祉課(こども家庭センター)、健康増進課、障がい福祉課、社会福祉課、福祉保健企画課(ふくしの総合相談窓口「福祉のふくちゃん」)など庁内の関係課と連携し相談機能の充実や情報提供を行うとともに、支援制度や早期発見、見守りのための地域づくり体制の構築が重要と考えられます。

引き続き、こどもが自身の望む将来を選択できるよう、生活困窮世帯のこどもに対して教育・保育支援や相談支援などを行い、こどもの貧困対策を推進していきます。

②大分県ヤングケアラー実態調査の結果について

【調査結果】(抜粋)

大分県こども生活実態調査と同時に実施されたヤングケアラー実態調査では、ヤングケアラーという言葉を知ったことがある児童・生徒の割合は、小学校5・6年生が8.9%、中学生が29.7%、高校生が63.5%となっています。また、世話をしている児童・生徒の中で、誰かに相談をしたことが「ない」児童・生徒の割合は、小学校5・6年生と中学生がそれぞれ71.2%、高校生が45.0%となっています。

■小学5・6年生、中学生、高校生

調査票 問 No	項 目	小学校 5・6 年生		中学生		高校生	
		佐伯市	大分県	佐伯市	大分県	佐伯市	大分県
問 17	家族の中にお世話をしている人が「いる」児童・生徒の割合	14.9%	15.2%	5.5%	5.0%	2.0%	2.4%
問 26	世話により制約がある児童・生徒の割合	20.0%	36.7%	21.9%	39.8%	35.0%	51.1%
問 27	世話をしている児童・生徒の中で、きつさを感じている児童・生徒の割合	13.6%	20.3%	12.3%	16.8%	5.0%	20.2%
問 29	世話をしている児童・生徒の中で、誰かに相談した経験が「ない」児童・生徒の割合	71.2%	65.0%	71.2%	68.6%	45.0%	60.9%
問 37	ヤングケアラーという言葉を知ったことがある児童・生徒の割合	8.9%	20.1%	29.7%	44.5%	63.5%	61.4%

【今後の対策】

今後は、関係各課や関係機関と連携して、「家族の中にお世話をしている人が「いる」人」の詳細な実態を把握するとともに、児童・生徒自身に、ヤングケアラーの内容について、知ってもらえるような取り組みが求められます。

また、ヤングケアラーは、本人の自覚がなく、潜在化しやすいことから、地域をはじめ、学校関係や関係事業所と協力することで早期に発見し、相談経験がない人も大分県全体の調査結果値よりも本市が高かったことから、相談できる支援体制の推進が必要です。

4 第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画の実績評価

Ⅰ 教育・保育の量の見込み及び実績【こども福祉課】、【学校教育課】

(Ⅰ) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

各年度3月1日の人数

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(1号認定+2号認定)	658	611	572	544	516
確保方策(1号認定+2号認定)	764	764	764	632	657
実績	638	566	489	405	—
1号認定	463	387	321	228	—
2号認定	175	179	168	177	—

② 保育施設（認定こども園、認可保育所）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	1,265	1,190	1,120	1,067	1,008
2号認定(3～5歳)	717	666	624	593	562
3号認定(0歳)	95	91	86	74	70
3号認定(1～2歳)	453	433	410	400	376
確保方策	1,540	1,540	1,540	1,476	1,456
2号認定(3～5歳)	783	783	783	740	737
3号認定(0～2歳)	757	757	757	736	719
実績	1,373	1,372	1,346	1,341	—
2号認定(3～5歳)	706	664	668	698	—
3号認定(0歳)	176	175	163	159	—
3号認定(1～2歳)	491	533	515	484	—

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実績

(1) 利用者支援事業【健康増進課】

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位: 箇所、人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数 見込量	1	1	1	1	1
実施か所数 確保方策	1	1	1	1	1
実施か所数 実績	1	1	1	1	1
利用人数 実績(延べ人数)	910	952	946	1,135	—

(2) 地域子育て支援拠点事業【こども福祉課】

乳幼児及び保護者が相互交流を行う場を開所し、子育てについての相談や情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位: 箇所、人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数 見込量	25,812	24,600	23,316	22,188	21,204
実施か所数 確保方策	7	7	7	7	7
人数 確保方策	25,812	24,600	23,316	22,188	21,024
実施か所数 実績	8	7	7	7	7
利用人数 実績(延べ人数)	15,948	26,015	24,813	26,598	—

(3) 妊婦健康診査事業【健康増進課】

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

単位: 人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数 見込量	4,524	4,304	4,082	3,900	3,757
受診者数 確保方策	4,524	4,304	4,082	3,900	3,757
受診者数 実績	3,913(479)	3,723(463)	3,376(414)	2,839(378)	—

(4) 乳児家庭全戸訪問事業【健康増進課】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握などを行う事業です。

単位: 人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	348	331	314	300	289
確保方策	348	331	314	300	289
実績	345	304	298	227	—

(5) 養育支援訪問事業【健康増進課】

養育支援が特に必要な家庭に対し、訪問して指導助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の確保を行う事業です。

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	119	119	119	119	119
確保方策	119	119	119	119	119
実績	114	77	92	39	—

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)【こども福祉課】

保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	11	10	10	86	100
確保方策	11	10	10	86	100
実績	11	21	90	144	—

(7) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)【こども福祉課】

乳幼児や小学生の児童を育児しており、預かりを希望する保護者と援助を行う者とを会員制として結びつける事業です。

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	337	337	337	337	337
確保方策	337	337	337	337	337
実績	367	290	243	106	—

(8) 一時預かり事業【こども福祉課】、【学校教育課】

一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等で一時的に預かる事業です。

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	48,788	50,738	50,738	30,450	30,450
在園児対応型	46,538	46,538	46,538	29,445	29,445
在園児対応型以外	2,250	4,200	4,200	1,005	1,005
確保方策	48,788	50,738	50,738	50,738	50,738
在園児対応型	46,538	46,538	46,358	46,538	46,538
在園児対応型以外	2,250	4,200	4,200	4,200	4,200
実績	28,912	31,120	40,065	38,698	—
在園児対応型	28,519	30,370	38,964	37,210	—
在園児対応型以外	393	750	1,101	1,488	—

(9) 延長保育事業【こども福祉課】

保育認定を受けたこどもが通常保育の時間を超えて保育を実施する事業です。

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	512	481	453	485	478
確保方策	512	481	453	485	478
実績	383	500	637	344	—

(10) 病児・病後児保育事業【こども福祉課】

病気にかかっているまたは回復しつつあるこどもを医療機関等の専用スペースで看護師等が一時的に保育を行う事業です。

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	431	431	431	930	930
確保方策	431	431	431	930	930
実績	200	775	632	570	—

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)【こども福祉課】

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を図る事業です。

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	871	853	836	948	1,008
低学年	690	676	662	697	730
高学年	181	177	174	251	278
確保方策	1,105	1,105	1,105	1,145	1,145
実績	753	799	822	800	—
1年生	239	246	240	226	—
2年生	191	231	223	216	—
3年生	147	137	167	171	—
4年生	101	99	91	100	—
5年生	54	60	61	55	—
6年生	21	26	40	32	—

3 次世代育成支援対策行動計画の評価

第2期計画で設定した成果指標に基づき、子育て支援施策の評価を行います。

<評価基準・方向性、今後の取り組み>

■評価基準
A … 当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと 100%以上
B … 当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと 80～100%未満
C … 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと 50～80%未満
D … 一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと 20～50%未満
E … 未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと 20%未満

■方向性、今後の取り組み
継続 … 新たな計画においても現計画同様、継続して実施する。
廃止 … 現計画で取り組んだものの、新たな計画においては廃止とし計画書には記載しない。
拡充 … 現計画には記載した内容を拡充し、新たな記載を行う。
縮小 … 現計画には記載した内容を縮小し、新たな記載を行う。

<評価一覧>

施策の方向性		評価	今後の方向性	施策の方向性		評価	今後の方向性
施策				施策			
Ⅰ 地域における子育て・子育ての支援							
(1) 地域における子育て・子育て支援サービスの充実				(3) 子育て支援のネットワークづくり			
1	預かり保育	A	継続	1	「おめでとう訪問事業」や「子育てサロン」	A	継続
2	一時預かり	A	継続	(4) 子どもの健全育成			
3	休日保育の実施	A	継続	1	放課後児童クラブ	B	継続
4	地域子育て支援拠点事業	A	継続	2	放課後子ども教室	B	継続
5	ホームスタート事業(家庭訪問型子育て支援事業)	B	継続	3	新・放課後子ども総合プランの推進	C	継続
(2) 保育サービスの充実				4	児童館	B	廃止
1	幼児教育・保育環境の向上	A	継続	(5) 地域における人材育成			
2	幼児教育・保育の充実	B	継続	1	保育士等の育成・確保の強化	B	廃止
3	幼児教育・保育施設と小学校の連携	B	継続				
2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備							
(1) 次代の親の育成				(3) 家庭や地域の教育力の向上			
1	思春期における保健・福祉体験学習事業	B	継続	1	家庭教育の推進	B	継続
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備				2	子どもの文化活動の推進と支援	B	継続
1	校区ネットワーク会議の推進	B	継続	3	地域や自然とふれあう体験交流	B	継続

施策の方向性		評価	今後の方向性	施策の方向性		評価	今後の方向性
施策				施策			
3 子育てを支援する生活環境の整備							
(1) 良質な住宅の確保				(3) 安心して外出できる環境の整備			
1	子育て世帯リフォーム支援事業	B	継続	1	赤ちゃんスマイルスポット事業	E	廃止
(2) 安全な道路交通環境の整備				2 公共施設等のバリアフリー化の推進			
1	子どもの交通安全活動の推進	B	継続	(4) 安全・安心なまちづくりの推進等			
				1	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	B	継続
4 職業生活と家庭生活との両立の推進等							
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し							
1	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	B	継続				
2	男性の育児参加の促進	A	継続				
5 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進							
(1) 妊産婦・乳幼児への保健対策				(4) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり			
1	乳児家庭全戸訪問事業	A	継続	1	母親クラブ・育児サークル活動の支援	C	継続
2	乳幼児健康診査事業	A	継続	(5) 小児医療の充実			
3	のびのび教室の開催	A	継続	1	小児科医療体制の維持・確保	B	継続
4	予防接種事業	B	継続	2	さいきっ子医療費助成事業	B	継続
(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策				(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進			
1	思春期保健対策	B	継続	1	子育て世代包括支援センターの構築	A	継続
2	情報モラル教育の推進	B	継続	2	妊婦健康診査による支援	A	継続
(3) 「食育」の推進				3	産後ケアの充実	A	継続
1	さいき『食』のまちづくりレシピの推進	B	継続	4	不妊治療への支援	B	継続
2	望ましい食習慣の形成を図る食育の推進	B	継続				
6 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援							
(1) 児童虐待防止対策の充実				(3) 障がい児施策の充実			
1	養育支援訪問事業	A	継続	1	障がい児福祉計画と連携した障がい児支援の推進	B	継続
2	家庭児童相談事業	B	拡充	(4) 子どもの居場所づくりの支援			
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進				1	子ども食堂・学習支援	B	継続
1	ひとり親家庭自立支援の推進	B	継続	2	いじめ・不登校・貧困対策アクションプランの推進	B	継続
2	ひとり親家庭医療費助成事業	B	継続				

評価合計					
A	B	C	D	E	合計
14	31	2	0	1	48

<施策分野別取組内容・課題及び今後の方向性>

【施策の方向性1】地域における子育て・子育ての支援

(1)地域における子育て・子育て支援サービスの充実

No.	施策名	具体的な実績など	課題や問題点	担当課
1	預かり保育	公立幼稚園においては渡町台幼、鶴岡幼、よのうづ幼で預かり保育を実施しました。 私立認定こども園等においては、11 施設で預かり保育を実施しました。	令和3年3月に策定した「佐伯市立幼稚園及び保育所のあり方についての実施計画書」の閉園基準に基づき、よのうづ幼については令和5年度末に閉園し、預かり保育を終了しました。	こども福祉課 学校教育課
2	一時預かり	公立幼稚園においては渡町台幼、鶴岡幼、よのうづ幼で一時預かりを実施しました。 公立保育所等においては6施設(公立全施設)で一時預かり事業を実施しました。(R5 実績:15 人) また、私立保育所等においては10 施設で一時預かり事業を実施しました。	令和3年3月に策定した「佐伯市立幼稚園及び保育所のあり方についての実施計画書」の閉園基準に基づき、よのうづ幼については令和5年度末に閉園し、一時預かりを終了しました。 保育園等では園の行事や職員の配置の関係等で保護者の希望の日に一時預かりを利用できない場合があります。	こども福祉課 学校教育課
3	休日保育の実施	やよいこども園(私立)で休日保育事業を実施しました。(R5実績:8人)	休日保育についての認知度が低いため、より多くの方に気軽に利用してもらえるよう広報に力を入れ周知を図ります。	こども福祉課
4	地域子育て支援拠点事業	令和2年10月末にさいき城山桜ホール内に佐伯市子育て・子育て支援室「さくらっ子」が開設され、令和2年11月に「かるがも仲間館」が廃止されました。利用児童は、保育所入所前の0～1歳の利用が多く、イベントに合わせて、複数の地域子育て拠点を周回して利用している状況です。 各拠点とも、毎月のおたよりを発行し、SNS 等でお知らせをしています。 また、市内の地域子育て支援拠点と児童館の情報を掲載したリーフレットを作成し、市内全戸配布を行うとともに市内の各種施設に設置してもらい、幅広い世代への周知を図ることができました。	地域子育て支援拠点を利用していない親子もいるので、継続的な周知を行うと共に利用するきっかけづくりの機会をつくる必要があると考えます。	こども福祉課
5	ホームスタート事業(家庭訪問型子育て支援事業)	子育てに不安や孤立を感じている親子の支援を途切れず行っています。 令和5年度から子育て世代包括支援センター「さいきっずまある」にて伴走型相談支援が始まり、妊娠前から子育てに不安を抱える方について紹介しています。妊娠届け出時や赤ちゃん時など機会ある毎の周知をしています。	ホームスタートという言葉や支援の内容についての認知度が低いため、より多くの方に気軽に利用してもらえるよう広報の手段や回数を増やし周知を図ります。 ハイリスク妊婦、妊娠期から切れ目ない支援を必要とする妊婦へ、本事業を紹介するが、利用に至らない場合もあります。利用までステップを踏む必要があります。	こども福祉課 健康増進課

(2)保育サービスの充実

No.	施策名	具体的な実績など	課題や問題点	担当課
1	幼児教育・保育環境の向上	令和3年3月に策定した「佐伯市立幼稚園及び保育所のあり方についての実施計画書」の閉園基準に基づき、大入島幼、青山幼、上浦幼、大島幼、佐伯東幼、八幡幼、木立幼、松浦幼、よのうづ幼を閉園しました。	特になし	こども福祉課 学校教育課
2	幼児教育・保育の充実	令和5年3月に「佐伯市保幼小連携協議会」を立ち上げ、市内全ての幼児教育施設の保育の質の向上を目指し、体制を構築しました。 令和5年度から同協議会主催による授業参観・保育参観や、合同研修会を実施し、各施設から1名以上の参加を呼びかけ、幼児教育・保育の充実へとつなげています。	各幼児教育施設がこれまで作成・実施してきたカリキュラムの内容に違いが大きく、「架け橋期のカリキュラム」を実働するにあたり、各幼児教育施設が評価改善しながら保育を実施していけるようになるためには、園によっては多くの働きかけが必要な状況があります。	こども福祉課 学校教育課
3	幼児教育・保育施設と小学校の連携	令和5年度から、「佐伯市保幼小連携協議会」が主催し、授業参観・保育参観や、合同研修会を実施しました。その中で、「幼児期のおわりまでに育ってほしい10の姿」を手掛かりに、こどもの姿を中心においた話し合いを行い、幼児教育施設と小学校の職員が互いの教育についての相互理解を図りました。	幼児教育施設と小学校がブロックを組み、相互理解を深めながら取組をすすめていくべきであるが、中には小学校の近くに幼児教育施設がないなどの課題もあるため、ブロックの実態に応じて取組の工夫を行っていく必要があります。	学校教育課 こども福祉課

(3)子育て支援のネットワークづくり

No.	施策名	具体的な実績など	課題や問題点	担当課
1	「おめでとう訪問事業」や「子育てサロン」	社会福祉課では、民生委員・児童委員、主任児童委員が「おめでとう訪問事業」(生後 6 か月と 1 歳児のいる家庭を訪問する事業)を実施しやすくなるように毎月情報提供等を行いました。事前(乳児健診時)に同意を得られた家庭の情報を地区の民生委員等へ提供し、住民異動があった際も報告しました。 健康増進課では、子育てガイドブック「赤ちゃんこんにちは」に「おめでとう訪問事業」や「子育てサロン」を掲載し、子育て世代に周知しています。	民生委員等の意見をききながら情報提供を継続し「おめでとう訪問事業」を通じて地域の身近な相談相手としての民生委員等と子育て世帯の接点をつくることで、気軽に相談できる関係づくりを推進します。 「おめでとう訪問」は4～5か月健診の際に訪問同意書を受け取っているため、母の心配や困りごとが多いとされる産後1か月前後の時期を過ぎてしまう。児童委員からもタイムリーな訪問ができないとの声が聞かれています。また「子育てサロン」の周知を行っているが、サロンや支援サービスの利用まで至らないケースもみられます。今後も担当課が連携しながら母子の孤立を防ぐための支援や環境整備が必要です。	社会福祉課 こども福祉課 健康増進課

(4)子どもの健全育成

No.	施策名	具体的な実績など	課題や問題点	担当課
1	放課後児童クラブ	令和2年度から6年度の間に放課後児童クラブの施設整備は行っていますが、利用児童が増え手狭になったクラブに替えて、休園となった幼稚園舎を活用するなど、空き教室を活用した受け入れ児童数の増加の取組を行いました。 また、幼稚園児の受け入れを令和3年度で終了し、これまで利用できていなかった小学生がクラブを利用できるようになりました。 しかしながら、依然として利用希望は多く、児童数の多い校区のクラブを中心に待機児童が発生している状況です。	全体的な児童数は減少しているものの、児童クラブの利用希望は多く、一部クラブでは待機児童が生じています。また、小規模校のクラブでは利用児童が少なく、クラブの運営を維持することが難しく、今後のクラブ運営のあり方を検討する必要があります。 さらに支援員の確保や処遇改善等の働く人の確保も課題になっています。	こども福祉課
2	放課後子ども教室	新型コロナウイルス感染症の影響で実施できない期間がありましたが、算数・国語を中心に学習機会を提供する「学びの教室」、ダンスや茶道などの体験教室を行う「放課後チャレンジ教室」を継続的に実施しており、こどもの居場所づくりに資することができました。令和5年度は「学びの教室」は 13 小学校で 435 名、「放課後チャレンジ教室」は7小学校区で 126 名が参加しました。	「学びの教室」は 13 小学校で実施していますが、年間を通じて行っており、指導者の確保が課題です。特に周辺部の学校では地域外の協力者を派遣する形で対応しており、協力者の負担も大きくなっています。	社会教育課
3	新・放課後子ども総合プランの推進	放課後児童クラブの目標事業量は 1,140/年で、目標にわずかに届いていません。また、一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の整備は進んでおらず、6か所となっています。 「放課後子ども教室」の事業開始にあたり、各校区の児童クラブとの協議を必ず実施しています。	「放課後子ども教室」の事業推進には、児童クラブの協力が不可欠であることから、今後も密な連携を図り、一体的にこどもたちの安全・安心な居場所づくりを提供できるよう推進を図ります。	こども福祉課 社会教育課
4	児童館	児童館や関係課と協議を重ね、令和6年度末で4館の児童館が廃止されます。廃止後は、未就学児親子は地域子育て支援拠点、小学生は放課後児童クラブのほか、社会教育事業への参加や図書館や地域の公民館やコミュニティセンターで放課後を過ごすことになります。	これまで児童館を利用していた小学生の新たな居場所をこれまでより、より身近なところに設け、地域での子育てを行っていきたい。	こども福祉課

(5)地域における人材育成

No.	施策名	具体的な実績など	課題や問題点	担当課
1	保育士等の育成・確保の強化	保育園等就職準備支援事業については、事業開始した平成29年度から令和5年度までで、合計 46 名の保育士就職を支援しました。(令和5年度実績5名)	待機児童解消を目的とし実施していましたが、近年は連続して新年度時点の待機児童0人を達成しており、当初の目的を達成したと考えられることから、令和6年度末で廃止します。	こども福祉課

【施策の方向性2】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1)次代の親の育成

No.	施策名	具体的実績など	課題や問題点	担当課
1	思春期における保健・福祉体験学習事業	令和5年度は、市内中学校のうち9校で、各教科の学習や道徳、特別活動等において、講師を招いた性教育講演会を実施しました。	新型コロナウイルス感染拡大の影響もあって、乳幼児とのふれあい活動の実施は難しい状況が続きました。	学校教育課

(2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

No.	施策名	具体的実績など	課題や問題点	担当課
1	校区ネットワーク会議の推進	各中学校区にコーディネーターを配置し、地域と学校を繋ぐ支援を行い、関係者を集めた「校区ネットワーク会議」を設置しています。令和5年度は学校支援事業を通じて子どもたちの子育てに地域ボランティア延べ35,000人以上が関わりました。	校区ネットワーク会議の立ち上げから10年以上経過し、地域にも浸透しています。 地域で子どもを育てる「地域協育」を進めるため、地域の実情に対応しながら今後も継続していく必要があります。	社会教育課

(3)家庭や地域の教育力の向上

No.	施策名	具体的実績など	課題や問題点	担当課
1	家庭教育の推進	家庭教育支援事業については家庭教育講演会の開催やファシリテーター養成講座などを継続して行っています。令和5年度は家庭教育講演会の開催やファシリテーター養成講座と合わせて、25回実施し、延べ476名の参加がありました。	事業を継続的に推進するために、新たな指導者の育成が必要です。また、小学校入学説明会等を学習機会の場としていましたが、オンライン化などの変化もあるため、新たな研修の場を設ける必要があります。	社会教育課 こども福祉課
2	子どもの文化活動の推進と支援	小学生以上を対象とした歴史体験教室(土器作り、勾玉作り、鏡作り等)を行っています。令和5年度は3回実施し、69名の参加がありました。	歴史体験教室を通じて、歴史を身近に感じ、理解を深めることが出来ています。今後とも、地域や学校と連携し、歴史や文化に関する講座や教室等による学習機会を充実させ、郷土愛の醸成に繋がる事業を継続していきたいです。	社会教育課
3	地域や自然とふれあう体験交流	各地区公民館(コミュニティセンター)などで、小学生を対象とした体験教室を9か所で行っており、令和5年度は145名の参加がありました。 また、放課後児童クラブや児童館でも自然観察会や生き物観察会、海や川で遊ぶ機会を設けています。	人口減少や出生率の減少が進むなかで、参加者の減少が見受けられます。佐伯市の豊かな自然に親しむ機会をより多くの子どもが得られるよう内容や周知方法の改善を図る必要があります。 自然にふれあう機会が地域や校区で異なります。	社会教育課 こども福祉課

【施策の方向性3】子育てを支援する生活環境の整備

(1)良質な住宅の確保

No.	施策名	具体的な実績など	課題や問題点	担当課															
1	子育て世帯リフォーム支援事業	子育て世帯の子育てのための改修工事に要した経費について以下のとおり助成しています。 <table><tr><td></td><td>申請件数</td><td>助成実績(円)</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>2</td><td>600,000</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>3</td><td>718,000</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>2</td><td>600,000</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>3</td><td>900,000</td></tr></table>		申請件数	助成実績(円)	令和2年度	2	600,000	令和3年度	3	718,000	令和4年度	2	600,000	令和5年度	3	900,000	県から内示される補助額に応じて予算計上すること、一件あたりの工事経費が高額であることから補助件数は例年少ない。ただ、申請を断る場合も少ない。	こども福祉課
	申請件数	助成実績(円)																	
令和2年度	2	600,000																	
令和3年度	3	718,000																	
令和4年度	2	600,000																	
令和5年度	3	900,000																	

(2)安全な道路交通環境の整備

No.	施策名	具体的実績など	課題や問題点	担当課
1	子どもの交通安全活動の推進	各学校において、地域・保護者の協力の下、登下校における見守り活動が行われたり、交通安全指導員による交通安全教室を開催したりしています。令和5年度は年度当初に「大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正に係るチラシ配布等でヘルメット着用の重要性を通知しました。	児童生徒のヘルメット着用については、通学や部活動以外の着用状況に地域による差が生じている状況が見られます。	学校教育課 こども福祉課

(3)安心して外出できる環境の整備

No.	施策名	具体的実績など	課題や問題点	担当課
1	赤ちゃんスマイルスポット事業	登録施設数が少なく、また周知不足のため認知がされていない状況にあります。	大分県が同様の事業を実施しており(おおいた子育て応援パスポート事業)、登録事業者数が多くサービスも充実しているため、県の事業への移行を検討したい。	こども福祉課
2	公共施設等のバリアフリー化の推進	公共施設等のバリアフリー化を推進し、こどもや妊産婦、障がい者、高齢者などあらゆる人々が安心して暮らせる街づくりを進めることができました。 さいき城山桜ホール 濃霞山公園公衆トイレ	大分県福祉のまちづくり条例の理念の普及・啓発を図りながら、引き続き、公共施設のバリアフリー化をはじめとした生活環境の整備を推進していきます。	障がい福祉課 建築住宅課

(4)安全・安心なまちづくりの推進等

No.	施策名	具体的実績など	課題や問題点	担当課
1	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	学校だけでは解決が困難と思われる事案等へのサポートを行う「佐伯市学校支援チーム」を組織し、専門相談員を中心に対応しています。また、佐伯市内の高等学校を事務局とする「佐伯市生徒指導連絡協議会」に所属し、佐伯警察署や防犯協会との連携も図っています。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携も学校文化に根付き、関係機関との連携により子どもを守る体制が確立しています。	こどもたちを取り巻く環境の変化により、学校生活や家庭生活を脅かす問題が複雑化しています。それに対応するための、専門知識の習得や人員の確保等が課題として挙げられます。	学校教育課 こども福祉課

【施策の方向性4】職業生活と家庭生活との両立の推進等

(1)仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

No.	施策名	具体的実績など	課題や問題点	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	ジョブカフェ相談員を通じて、企業訪問時に大分県が開催する各種育成講座やセミナーの開催周知及び働き方改革等のパンフレットを配布しました。 また、佐伯市工業連合会及び佐伯市企業技術振興協議会会員向けに各種セミナーの開催周知を行いました。 市役所庁舎内においては、各種セミナー等のポスター掲示及びパンフレット設置を行い、普及啓発を図りました。 (※雇用管理セミナーは令和3年度に国からの委託事業期間を満了したため終了。)	国からの委託事業により、雇用管理セミナー等を実施していた地域雇用活性化推進事業が3年間の委託事業期間を満了したことにより事業終了したため、令和3年度からは、市として雇用管理セミナー等は実施していません。	商工振興課
2	男性の育児参加の促進	令和4年度に、WEB 及び会場集客形式で、男性の育児・家事参画の促進をテーマとした佐伯市男女共同参画講演会を実施しました。講師は男性で、東京大学で教授を勤めつつ、育児や家事を楽しく行っていた自身の体験やジェンダー学の観点に基づき、男性の育児・家事参画に関する意義や長所、効果等について楽しくお話していただき、多くの市民への啓発教育を行うことができました。 毎年実施している佐伯市地域女性活躍推進事業補助金募集要項の事業対象に「男性の家事・育児参画につながる取組」と明記し、公募を行いました。市民団体や高校などの採択団体が、趣向を凝らし、男性や父親の育児や家事参画について学ぶ座学や料理教室などを実施しました。 また、さいき城山さくらホールの「さくらっ子」では、こどもを連れた父親の利用が多い傾向にあります。父が参加しやすい週末にイベントを行うなど工夫をしています。父親向けの事業を企画している児童館や地域子育て支援拠点が増えています。 令和5年度から「さくらっ子」でプレパパプレママ教室を開始し、子育てに対する情報提供や不安解消に取り組んでいます。	年1回実施している「佐伯市男女共同参画講演会」での内容やテーマは、性別や年齢を問わずに啓発教育ができるものになっているが、内容やテーマが男性の育児等の参加の促進に限定できないという課題があります。 佐伯市地域女性活躍推進事業補助金については、応募(採択)団体が企画実施する取組であるため、男性の育児・家事参画につながる事業希望があるか不透明であるという課題があります。(事業対象内容は「男性の育児家事参画」だけではない。) 地域子育て支援拠点をいつでも気軽に利用できるよう情報発信を行うとともに、将来親になる高校生等の育児に関する教育の機会を作っていく。	こども福祉課 福祉保健企画課

【施策の方向性5】母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進

(1)妊産婦・乳幼児への保健対策

No.	施策名	具体的実績など	課題や問題点	担当課
1	乳児家庭全戸訪問事業	保健師または委託助産師が生後4か月までの乳児家庭を訪問しました。 実績 R4:対象 299 人中 298 人(99.7%) R5:対象 227 人中 227 人(100%)	妊娠届時からリスクの可能性が把握できるもの(望まない妊娠や予期しない妊娠、夫婦関係のトラブル等)は早期に支援につなぐ必要があります。	健康増進課
2	乳幼児健康診査事業	4～5 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児は集団健診、6～8 か月児及び 9～11 か月児は医療機関個別健診を実施しました。 実績 乳児 R4:98.3% R5:98.7% 1.6 歳 R4:99.7% R5:98.7% 3 歳 R4:98.7% R5:98.9% 乳児健康診査(医療機関分) R4:469 件 R5:405 件 ※集団健診においては、令和5年度まで西部分室と和楽で開催。	健診未受診者が毎年一定数みられ、また未受診の理由も様々のため、各未受診者の状況に合わせた受診勧奨が必要です。	健康増進課
3	のびのび教室の開催	令和5年10月から集団講話を再開しました。欠席者については、医療機関分の乳児健診受診券の早期利用や所内相談を案内しています。 実績 R4:対象 306 人中 238 人(77.8%) R5:対象 259 人中 210 人(81.1%)	1.6 歳児健診での言葉の遅れを改善するため、脳の発達や愛着形成を促すための指導を継続する必要があります。	健康増進課
4	予防接種事業	法定の予防接種に加え、おたふくかぜワクチン及びこどものインフルエンザ予防接種費用の助成を実施しました。 実績(接種件数) (定期 12 種類)R4:9,232 件 R5:8,242 件 (おたふくかぜ)R4:273 件 R5:261 件 (インフルエンザ)R4:1,512 件 R5:1,152 件	接種率向上にむけ、定期接種については接種対象日、接種勧奨通知を送付する他、市報やホームページ等で周知しています。 赤ちゃん訪問時や乳幼児健診時にも保健師や看護師が積極的に勧奨しているが、更なる周知方法を検討していきたい。	健康増進課

(2)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

No.	施策名	具体的実績など	課題や問題点	担当課
1	思春期保健対策	要望のあった放課後児童クラブや中学校等にて実施しました。令和4年度から活動再開しました。 乳幼児と中学生のふれあい交流事業～ R4:1 か所、R5:3 か所 食生活改善推進協議会の活動の一貫として手作りおやつ配布～R4:4 回、R5:4 回	ふれあい交流事業については地域によって要望がないところがあります。 食生活改善推進協議会の会員について高齢者が増え、会員が減少し、活動自体が難しくなっています。	健康増進課
2	情報モラル教育の推進	ICTに係る校内研修計画書の中に情報モラル教育の実施を位置付けて研修を行っています。学校の要請に応じ、ICT支援員による情報モラル講演会を実施しました。さいきドリームプロジェクト会議が作成した「NEO9to7ルール」の周知を行いました。	教材や授業例など、情報モラル教育を進めるにあたって有効な資料を紹介し、各学校の取組をサポートしていく必要があります。	学校教育課

(3)「食育」の推進

No.	施策名	具体的実績など	課題や問題点	担当課
1	さいき『食』のまちづくりレシピの推進	さいき城山桜ホールキッチンコートにおいて親子で参加できる郷土料理教室等多彩な食育ワークショップを開催しました。 離乳食教室では保護者・乳児に試食をしてもらいながら、開始の時期や正しい進め方を指導しました。令和6年度より佐伯産有機米・有機野菜を離乳食に使用しています。1歳6か月児健診では講話を行い、3歳児健診では資料を配布し、待合に設置した電子黒板で幼児食に関するスライドショーを流しています。	ワークショップの内容によっては参加者が少なくなることもあるので広報の仕方等含め工夫が必要。 後期の離乳食教室で、形状の進みが遅れている人がいたり、個別相談で形状が進まないことに関する相談を受けることが多くあります。幼児では、食が細いことに関する相談が多いです。	ブランド推進課 健康増進課
2	望ましい食習慣の形成を図る食育の推進	佐伯市食育推進会議を開催し、食育に携わる異業種の方と積極的な意見交換ができました。 令和5年度は、食育の推進及び食に関する指導の充実を目的とし、市内幼稚園・小中学校に栄養教諭を派遣し、年間154時間の「食育の授業」を行いました。市内小中学校のうち25校で「弁当の日」の取組が実施されました。	食育推進会議のメンバーに農政課、学校給食関係課にも参加してもらい幅広く情報共有を行います。 「食育の授業」に係る栄養教諭の負担が大きいため、派遣の仕方を見直す必要があります。また、「弁当の日」の意義を再度共通理解し、目的をもった取組の実施が望まれます。	ブランド推進課 学校教育課

(4)子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

No.	施策名	具体的な実績など	課題や問題点	担当課
1	母親クラブ・育児サークル活動の支援	母親クラブは10団体あり、各団体とも、こどもの健全な育ちを支えるために地域の団体や住民との交流を図りながら活動をしています。新型コロナウイルス感染症のため、活動ができないクラブもあったが、5類移行後は活動を再開してきています。	新型コロナウイルス感染症のため、活動が停滞しているクラブや会員の世代交代が進んでいないクラブもあり、クラブ数の減少が予想される。 また、地域により母親クラブの数や活動に差が生じているので、今後は母親クラブという形にとらわれず、地域全体でこどもの育ちを支える方向への支援のあり方も検討していきます。	こども福祉課

(5)小児医療の充実

No.	施策名	具体的な実績など	課題や問題点	担当課
1	小児医療体制の維持・確保	輪番制による日曜日と平日夜間の小児救急の受け入れ体制と、24時間オンコール体制の専門的処置の維持・確保に努めることが出来ました。 実績(患者延べ人数) (小児初期救急体制整備事業)R4:772人 R5:1,107人 (小児救急医療支援事業)R4:1,045人 R5:1,271人	小児救急の医療体制について、今後医師会との協議・検討が必要である。	健康増進課
2	さいきっ子医療費助成事業	市内在住の出生から高校生相当までのこどもに対する健康保険適用分に係る医療費(通院・入院・歯科・調剤費)を無料としています。 【実績】 R2 受給資格者数 7,014人 延べ件数 69,344件 R3 受給資格者数 6,715人 延べ件数 75,888件 R4 受給資格者数 6,978人 延べ件数 73,511件 R5 受給資格者数 8,244人 延べ件数 99,723件	こどもに係る医療費を無料とすることにより、子育て世帯の経済的負担の軽減や疾病の早期発見、早期治療につながっており、こどもの保健の向上を図っていきます。	こども福祉課

(6)結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

No.	施策名	具体的な実績など	課題や問題点	担当課
1	子育て世代包括支援センターの構築	令和2年4月から和楽内健康増進課に「佐伯市子育て世代包括支援センターさいきっずまある」を開設し、専任保健師と相談専用電話を確保しています。令和5年度からは専任助産師へ変更し、伴走型相談支援を開始しました。 電話・来所相談、母子健康手帳交付時の面談、支援プランの作成等の実績 R4:946件 R5:1,135件	妊娠届出数は減少しているものの支援を必要とするハイリスク妊婦の割合が増加し、妊娠期から切れ目ない支援が必要となっています。	健康増進課
2	妊婦健康診査による支援	母子健康手帳交付時に14回分の妊婦一般健康診査受診票を交付しています。35歳以上の方には腹部超音波券を交付しています。令和4年度から多胎妊娠の方に受診票を5回分追加交付しています。令和6年度から血算検査と血糖検査をそれぞれ1回分追加し、妊産婦健診交通費等支援事業を開始しました。 妊娠11週までの届け出や県外受診時の償還払いの手続き等の周知を行いました。	国の基準の健診は、市内産婦人科は対応できているが、一部の検査費用について妊婦の負担もあります。	健康増進課
3	産後ケアの充実	母親の身体的回復と心理的な安定を促し、母親自身がセルフケア能力を高め、母子とその家族が健やかな育児ができるよう産後ケア事業の周知を行いました。令和5年度途中から、条件を緩和し、妊娠届出時や乳児訪問時にはチラシ配布し、周知に努めました。 実績 R4:デイ型4回 宿泊型8回 R5:デイ型3回 宿泊型8回	妊娠届出数の減少に伴い、利用実績は伸び悩んでいます。産婦自身が外向くデイ型、宿泊型は、移動する負担が大きい。	健康増進課
4	不妊治療への支援	人工授精費用の助成を市独自で実施し、特定不妊治療及び不妊検査に係る費用については、県の事業に対しその一部を負担しています。 実績(市助成)R4:6件 R5:3件 (県負担)R4:26件 R5:13件	不妊治療の保険適用開始に伴い、県の助成制度が縮小されました。	健康増進課

【施策の方向性6】きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

(1)児童虐待防止対策の充実

No.	施策名	具体的実績など	課題や問題点	担当課
1	養育支援訪問事業	令和2年4月に子育て世代包括支援センター「さいきっず まある」を健康増進課で開設し、専任保健師と相談専用電話を確保しました。さらに令和5年度からは専任助産師も確保しています。周知は、妊娠届や乳児家庭全戸訪問、転入届の際に紹介と資料の配布を行うことで、すべての妊産婦に実施できました。 ハイリスクケースは乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診、所内相談、対象者または保育園や幼稚園との定期連絡等で定期的に状況を把握し、こども福祉課と情報共有・連携を図りました。 【さいきっず まある利用件数】 R2年:910件、R3年:952件、R4年:946件、R5年:1,135件	支援を必要とするケースは増加傾向にあり、相談内容も複雑化しており、関係機関と情報共有や連携をはかりながら、支援していく必要があります。 令和7年度「こども家庭センター」の設置に向けて、窓口の普及啓発を図るとともに、妊娠期からの切れ目のない支援体制の強化に努めます。	健康増進課 こども福祉課
2	家庭児童相談事業	児童に関する様々な相談に対し、対応を行っています。状況に応じて要保護児童対策地域協議会にて関係機関と情報共有を行い、解決に向けての支援を検討しています。継続的支援が必要なケースについては家庭児童相談員や臨床心理士が携わり、各支援者と連携を図っています。支援を行うことで虐待の未然防止はもとより、虐待の恐れがあるケースに対しても児童相談所と密な連携により、迅速な対応、再発防止に向けての支援が行えるように務めています。令和3年度より児童家庭支援センターHOPEと連携し、必要に応じて直接家庭に訪問する見守り強化支援を行っています。 令和2年4月に子育て世代包括支援センター「さいきっず まある」を健康増進課に開設したことで、子育て世代の育児に関する悩みや不安を早期発見・対応ができる仕組みができました。 班員全員がケースを把握できるよう、定期的に班ミーティングを開催し、ハイリスクケースの情報共有を行っています。また、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診等でハイリスクケースの状況が把握できた時は、こども福祉課とタイムリーに報告・連携を行っています。	児童に関する相談については、それに伴う養護者の問題、金銭面・生活環境面の問題、障がいなど重複した課題を抱えているケースが多く、それを補えるよう制度やサービスが充実してくる反面、児童や養護者自身がニーズを必要としない場合の支援に苦慮する傾向があります。 相談内容も複雑化しており、関係機関と情報共有や連携をはかりながら、早期に把握し、児童虐待の発生予防、早期対応等に努めます。	こども福祉課 健康増進課

(2)ひとり親家庭の自立支援の推進

No.	施策名	具体的実績など	課題や問題点	担当課
1	ひとり親家庭自立支援の推進	母子父子自立支援員を2名配置し、ひとり親になる前の相談から対応しています。就労・経済困窮など、ひとり親としての困りを把握し、できる限り支援の情報や方法を提供・提案できるよう務め、ひとり親家庭の自立支援を行っています。	今後もひとり親家庭への支援を継続していきます。	こども福祉課
2	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等の親及びその者に監護されている児童(高校3年生まで)に係る医療費を助成しています。父母は一部自己負担があり、児童は無料としています。 【実績】 R2 受給資格者数 親:838人 子:1,312人 R3 受給資格者数 親:787人 子:1,223人 R4 受給資格者数 親:787人 子:1,223人 R5 受給資格者数 親:710人 子:1,081人	本事業により、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上が図られることから、今後も継続して実施していきます。	こども福祉課

(3)障がい児施策の充実

No.	施策名	具体的実績など	課題や問題点	担当課
1	障がい児福祉計画と連携した障がい児支援の推進	佐伯市障がい者相談支援センターすきっぷや健康増進課等の関係部署と連携しながら、療育支援が必要な児童に児童発達支援や放課後等デイサービス等の児童通所サービスの提供を円滑に行うことができました。	放課後等デイサービス事業の利用児が増加傾向にあり、一部新規の受入れが難しい状況が生じています。	障がい福祉課

(4)子どもの居場所づくりの支援

No.	施策名	具体的な実績など	課題や問題点	担当課
1	子ども食堂・学習支援	佐伯市に住むすべてのこどもが利用できる居場所の提供を目指し、食事の提供や学習支援など関係団体等と連携し、こどもの居場所づくりを支援行っています。令和6年度までに市内に6か所の子ども食堂が活動しています。	子ども食堂の開設場所は旧市内の割合が多く、中心部から遠方のこどもたちが利用するには、まだまだ利用しにくい状況があります。	こども福祉課
2	いじめ・不登校・貧困対策アクションプランの推進	教室「グリーンプラザ」を核とした関係機関との連携やいじめ・不登校等に関する相談・訪問を行いました。相談・訪問の実績はのべ416件にのびます。スクールソーシャルワーカーの活用についても、4名をすべての小・中学校に配置し、家庭支援等がのべ3,062件の取組が行われ成果をあげています。 また、就学援助や各種奨学金の情報提供についても適切に行いました。	不登校の児童生徒について、千人当たりの出現率で比較すると、令和4年度の小学校が14.0人、中学校が49.5人と、小・中共に減少してはいるものの、貧困家庭への支援やヤングケアラーへの対応等、福祉関係者との更なる連携の強化が求められます。	学校教育課



5 佐伯市における子育て・子育て支援の課題

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て会議での意見や実態調査の結果や第2期計画の施策進捗評価に基づき、これらの課題を解決するための施策に取り組めます。

【統計資料からみた本市の現状について】

本市では、女性の労働力率は大分県とほぼ同程度で推移しており、特に20代後半から50代前半にかけての女性の労働力率が80%以上と高くなっており、子育てをしながらフルタイムで働く母親が増加していることが伺えます。こうした女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、育児と仕事の両立を支援し、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう子育て支援サービスの充実が求められています。

さらに、母親の就労意欲の高まりを勘案し、保護者が利用を希望する時期から教育・保育施設を利用できるよう教育・保育の量的な拡充や、質的な向上を進める必要があります。

また、ひとり親世帯の推移をみると、平成22年から令和2年にかけて男親と子どもから成る世帯は増加傾向となっていることから、ひとり親世帯に対する支援が必要と考えられます。

【ニーズ調査からみた本市の現状】

①日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無について

小学生調査結果では、前回平成30年度と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が増加し、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が減少しています。

②母親の就労状況について

就学前調査結果では、前回平成30年度と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。就労意欲の高まりを勘案し、仕事と育児の両立ができるよう、子育て中の保護者に対する支援策を強化する必要があります。

③平日の日中の定期的な教育・保育サービスの利用有無について

就学前調査結果では、「利用している」とする割合が80.6%となっています。前回平成30年度と比較すると、「利用している」の割合が増加しており今後も平日の定期的な教育・保育サービスのニーズは高まる可能性があります。

④平日の日中の定期的な教育・保育サービスの利用状況について

「認定こども園」とする割合が56.4%で最も高く、次いで「認可保育所（園）」が25.2%となっています。前回平成30年度と比較すると、「認定こども園」の割合が増加し、「幼稚園」「認可保育所（園）」の割合が減少しています。今後も平日の定期的な教育・保育サービスのニーズは高まる可能性があります。

⑤育児休業の取得状況について

母親・父親の育児休業取得については、前回平成30年度と比較すると、大きな変化はみられないものの、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等の推進が必要です。

⑥希望する放課後の子どもの居場所について

就学前調査結果では、前回平成30年度と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。（※就学前の調査対象者は5歳児以上の方のみ）

小学生調査結果では、「自宅」とする割合が55.9%で最も高く、次いで放課後児童クラブが55.3%となっています。前回平成30年度と比較すると、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。保育ニーズの高まりから、将来的な放課後児童クラブのニーズがさらに高まる可能性があります。

⑦長期の休業期間中の放課後児童クラブの利用希望について

就学前調査結果では、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」59.9%が最も高く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」25.9%となっています。平成30年度と比較すると、「利用する必要はない」の割合が増加し、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の割合は減少しています。

小学生調査結果では、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」55.3%が最も高く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」38.8%となっています。平成30年度と比較すると、大きな変化はみられません。土曜日、特に長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望に対応することができるよう、支援員の確保を含めた体制の強化を進める必要があります。

⑧お子さんの発育や発達について、気になることや不安を感じることにについて

就学前調査結果では、「行動面に関すること」とする割合が59.7%で最も高く、次いで「言葉の発達に関すること」が42.2%となっています。前回平成30年度と比較すると、「言葉の発達に関すること」の割合が増加しており、こどもの発育や発達について気軽に相談できる体制の充実が必要です。



第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

Ⅰ 計画の基本理念

佐伯の子育て・子育て支援事業の方向性の核として、前期計画まで基本理念としてきた「いつも子どもが まんなか」を、次代に繋ぐべく第3期の本計画においても継承します。

少子高齢化社会にあって、本市の次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、生き生きと育つことは、市民すべての願いです。佐伯で育つ子どもたちが、地域の人々の温かいぬくもりにつつまれて、子育てがしやすいと実感できるまちを目指します。

こども・子育て支援については、こどもの誕生前からライフステージ別の時期それぞれにおいて、こどもの視点に立ち、こどもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育環境を確保し、「子どもの最善の利益」が実現され、将来にわたり幸せに生活できる「こどもまんなか社会」を目指します。

また、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康で、自己肯定感とゆとりをもってこどもと向き合えるよう、さまざまな方面からの支援について、連携した体制で社会全体として取り組むことが必要と考えられています。

みんなが、「いつも子どもが『まんなか』にいる」という心を持ち、子どもたちが心豊かにいきいき育つまちをつくっていきます。常にこどもにたちにとっていいものが何かを考え、こども・子育て支援を推進します。

基本理念

『いつも子どもが まんなか』

～ 子どもの笑顔はさいきの元気、すくすく育てさいきっ子 ～

※「子ども」表記について

本計画では特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いていますが、基本理念については、第Ⅰ期計画から引き継いできたものであることから「子ども」を用いることとします。

2 計画の基本的視点

基本理念の実現に向けて、次の3つを基本的視点として、こども・子育て支援施策を組み立てて推進します。

基本な視点1 こどもの育ちの視点 ～こどもが笑顔になるために～

こどもは、社会の希望、本市の未来を創る力です。そのためにも、こどもが、家族の愛情を受け、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら、強い心と豊かな心を育み成長を遂げていくことが必要です。こどもの視点に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、こどもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現され、幸せな状態で生活することができる社会を目指します。

基本な視点2 親としての育ちの視点 ～こどもの笑顔を見るために～

こどもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、こどもの成長に大きく影響します。そのため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、保護者の子育てに対する負担や不安・孤立感を和らげ、自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整えることで、親としての自覚と責任を持ち、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、保護者の主体性とニーズを尊重した、家庭における子育て力を高められる社会を目指します。

基本な視点3 子育てを支える地域の視点 ～みんなで笑顔になるために～

社会のあらゆる分野におけるすべての人が、こども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。地域の実情を踏まえ、こどもの成長にとってより良い環境づくりのために、こどもの見守りや子育て・子育てにおいて、地域の人々が関わり合うことができるような社会を目指します。

本計画では、基本理念や基本方針を踏まえ、次の頁に基本目標6つを掲げ、体系的に子ども・子育て支援事業計画を推進するための施策を展開していきます。

3

基本理念	基本的視点	基本目標	施策の方向性
『いつも子どもがまんなか』 子どもが笑顔になるために 子どもが笑顔になるために 子どもが笑顔になるために 子どもが笑顔になるために 子どもが笑顔になるために 子どもが笑顔になるために 子どもが笑顔になるために 子どもが笑顔になるために 子どもが笑顔になるために 子どもが笑顔になるために 子どもが笑顔になるために 子どもが笑顔になるために 子どもが笑顔になるために 子どもが笑顔になるために 子どもが笑顔になるために 子どもが笑顔になるために 子どもが笑顔になるために 子どもが笑顔になるために 子どもが笑顔になるために	1 2 3 こどもとしての育ちの視点 こどもが笑顔になるために こどもが笑顔になるために こどもが笑顔になるために こどもが笑顔になるために こどもが笑顔になるために こどもが笑顔になるために こどもが笑顔になるために こどもが笑顔になるために こどもが笑顔になるために こどもが笑顔になるために こどもが笑顔になるために こどもが笑顔になるために こどもが笑顔になるために こどもが笑顔になるために こどもが笑顔になるために こどもが笑顔になるために こどもが笑顔になるために こどもが笑顔になるために	1 こどもの権利を守り幸せに暮らせる環境づくり	【施策の方向性1】すべてのこどもが幸せに暮らすための意識づくり ①こどもの権利に関する普及啓発 ②男女共同参画に関する意識づくり
	2 こどもを安心して産み育てる環境づくり	【施策の方向性2】妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない支援 ①切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 ②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策 ③「食育」の推進 ④小児医療の充実 ⑤結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	
	3 こどもたちが健やかに育つ環境づくり	【施策の方向性3】生きる力を育むためのこどもの育ちの支援 ①地域における子育て・子育て支援サービスの充実 ②幼児期の教育・保育の充実 ③多様な遊びや体験活動の推進 【施策の方向性4】こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ①次代の親の育成 ②こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備 ③家庭や地域の教育力の向上	
	4 きめ細かな対応が必要なこどもと親への支援	【施策の方向性5】きめ細かな対応が必要なこどもと親への支援 ①児童虐待防止対策の充実 ②ひとり親家庭の自立支援の推進 ③障がい児・医療的ケア児等への支援 ④こどもの居場所づくりの支援 ⑤こどもの貧困対策の推進 ⑥ヤングケアラーへの支援	
	5 地域ぐるみでこどもを育む環境づくり	【施策の方向性6】地域における子育て・子育ての支援 ①地域における人材育成 ②子育て支援のネットワークづくり ③子育て・子育てに関する情報提供・相談体制の充実	
	6 子育てしやすい生活環境づくり	【施策の方向性7】子育てにやさしい生活環境の整備 ①子育てしやすい生活環境づくり ②こどもを交通事故から守る環境づくり ③安心して外出できる環境づくり ④安全・安心なまちづくりの推進等 【施策の方向性8】ワーク・ライフ・バランスの推進 ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	



第4章

計画を推進するための施策の展開



第4章 計画を推進するための施策の展開

<施策の方向性Ⅰ すべてのこどもが幸せに暮らすための意識づくり>

(1) こどもの権利に関する普及啓発

【現状と課題】

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～の実現のため、全てのこどもが、自らの権利を知り、こどもが人間らしく幸せに生活できる意識づくりが必要です。

【施策の展開】

施 策	◎こどもの権利を大切にする教育活動の推進 (担当課:学校教育課、社会教育課)	新規
施 策 内 容	こども基本法や子どもの権利条約等について学び、こどもたちが自分の権利について知るとともに、他のこどもたちも同じ権利を持つことに気づき、互いの権利を尊重する態度を養う教育活動を推進し、様々な学習や体験をする教育活動を提供します。	

(2) 男女共同参画に関する意識づくり

【現状と課題】

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てをし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進することが求められています。

【施策の展開】

施 策	◎男女共同参画に関する広報・啓発の充実 (担当課:福祉保健企画課)	新規
施 策 内 容	男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進や社会づくりのために、性別による固定的な役割分担意識は依然として根強く残っている現状があります。 男女共同参画に関する講演会や市民講座等の中で、男女平等に関する学習や、固定的な性別役割分担意識の解消に資する学習の機会を提供するとともに、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消につながる啓発展示や街頭指導を行います。	

＜施策の方向性 2 妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない支援＞

（１）切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

【現状と課題】

すべてのこどもが健やかに生まれ、育てられるためには、両親、特に母親の健康状態と密接な関係にあることから、母性の保護と心身の健康を保持・増進するとともに、母親の不安を軽減し、育児を楽しめるような環境整備が必要です。あわせて、育児の連続性の中で途切れることなく、母親の心に寄り添い、地域の中で最適な環境で見守っていく体制づくりが求められています。

【施策の展開】

施 策	◎妊娠期からの伴走型相談支援 (担当課:健康増進課)	新規
施 策 内 容	妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通し立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につながる伴走型支援の充実を図るとともに経済的支援を一体として実施していきます。	
施 策	◎乳児家庭全戸訪問事業 (担当課:健康増進課)	
施 策 内 容	乳児の健康管理及び保護者の育児支援等の助けになるよう、保健師等専門職による乳児全戸訪問を行い、育児に関する事業等の説明、育児相談等を行っています。特にエジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)高値の者へ継続支援を行います。母親の要望により他市町村へ里帰り中の訪問を希望する場合は、他市町村の保健師と連携をとっています。 また、訪問できていない家庭は、その理由を確実に把握しています。今後も育児負担感や不安等を把握し、支援ができるように取り組んでいきます。	
施 策	◎乳幼児健康診査事業 (担当課:健康増進課)	拡充
施 策 内 容	所内相談及び電話・訪問相談など、気軽に相談できる体制を整えており、乳幼児健診受診率は高率を維持しています。 乳幼児健康診査事業では、乳幼児の成長発達を支援するだけでなく、健やかな成長に必要な正しい知識の普及啓発のための栄養指導・歯科指導・母親の育児不安軽減のための保健指導の対応を充実させています。 数人の未受診者はいますが、未受診の理由や所在確認は把握できており、今後も各健診の必要性や受診方法を周知し、受診勧奨を行っています。	

施 策	◎のびのび教室の開催 (担当課:健康増進課)
施 策 内 容	8～9か月児を持つ親を対象に育児学級(のびのび教室)を開催しており、保護者が学習できる貴重な機会として参加率も80%を超えています。 今後も、継続して見守りができるよう参加の声かけを行い、安心して子育てができるための知識の普及啓発に努めます。

施 策	◎予防接種事業 (担当課:健康増進課)
施 策 内 容	疾病予防のため予防接種を推進し、法定の予防接種に加え、おたふくかぜワクチンの接種の助成を行い、無料で接種を受けられるようにしています。 併せて、令和5年10月から高校生までを対象としたインフルエンザ予防接種費用の助成を始め、予防接種の勧奨を行うとともに、子育て世代の経済的支援も行っています。 また、予防接種率の向上を図るため、必要に応じて電話や通知文にて接種勧奨を行うとともに、接種時に必要としていた予防接種カードを廃止し、接種しやすい体制を整備してきました。特に麻しん風しんの定期接種では、第1期・2期それぞれに勧奨時期を設定し、勧奨を強化しています。 今後も、予防接種の重要性についての普及啓発、乳幼児健診時に接種履歴の確認、未接種者への勧奨を確実にし、接種率の向上に努めます。

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

【現状と課題】

思春期は、過度のダイエットや夜更かしといった日常生活上のことだけでなく、喫煙や飲酒、性に関する問題行動や薬物乱用まで、こどもたちを取り巻く状況は決して楽観視できるものではありません。

思春期のこどもたちが、これらのリスクについて理解し、適切な対応を取ることができるようにするため家庭、学校、地域が一体となって見守ることが大切です。

【施策の展開】

施 策	◎思春期保健対策 (担当課:健康増進課)
施 策 内 容	地域の児童クラブや保育園・学校等の要望に応じて栄養教室や思春期教室を実施しています。 今後も継続してプレコンセプションケアの一環として思春期保健対策の充実を図るとともに、関係機関の連携を強化していきます。

施 策	◎情報モラル教育の推進 (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	近年増加する SNS を介した犯罪に子どもたちが巻き込まれないために、各小・中学校において、情報モラル教育に係る教職員への研修や、子どもたち・保護者向けの講座に取り組むことを通して、具体的な知識を身に付けるとともに、危機意識を高めます。

(3)「食育」の推進

【現状と課題】

「食」は、わたしたち人間のいのちをつなぎ、健康を維持する源です。望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、家庭や地域社会と連携した食育の推進を、積極的に進めていく必要があります。

家族と一緒に楽しく料理や食事をするなど、日常的に親子でできる毎日の体験や楽しい会話を通して、親子が共に望ましい食や運動などの生活習慣を身につけることが大切です。

【施策の展開】

施 策	◎さいき『食』のまちづくりレシピの推進 (担当課:ブランド推進課、健康増進課)
施 策 内 容	さいき『食』のまちづくりレシピ(佐伯市食育推進計画)に基づき、保護者や乳幼児を対象に、離乳食や幼児食の指導・周知を乳幼児健診時を中心として行うとともに、各ライフステージに沿った健康づくりに関する研修会や学習会等の実施に努めます。

施 策	◎望ましい食習慣の形成を図る食育の推進 (担当課:ブランド推進課、健康増進課)
施 策 内 容	望ましい食習慣の形成を図るため、栄養教諭と担任の連携による教科や給食等を利用した指導の実施、「弁当の日」取組みの継続、佐伯市食育推進会議との連携を図り、家庭、地域への食育についての啓発活動を推進します。

施 策	◎子ども食堂 (担当課:こども福祉課)
施 策 内 容	子ども食堂を通じて多世代との交流や地域との繋がりの中で、様々な活動を体験し生活習慣を身に付けることで、子どもが安心して過ごせる環境を整備することを目的にこどもの居場所づくりを支援します。

(4) 小児医療の充実

【現状と課題】

出生数は減少傾向であるものの、小児医療に携わる医師の負担は大きく、勤務環境等の改善をどのように進めていくべきかが課題です。

【施策の展開】

施 策	◎小児医療体制の維持・確保 (担当課:健康増進課)
施 策 内 容	小児医療体制のさらなる充実を図るため、市内の小児科医療機関による当番医制度を導入し、佐伯市医師会の協力のもと、夜間・休日に救急医療を要するこどもを受け入れる佐伯市小児救急当番医事業も定着してきています。今後も、小児医療体制の維持・確保に努めます。
施 策	◎さいきっ子医療費助成事業 (担当課:こども福祉課)
施 策 内 容	子育て世帯の経済支援として、高校生等までの医療費を無料としており、疾病の早期発見と治療を促進しこどもの保健の向上を図っています。 今後も、本事業を継続し、子育て世帯の経済的支援、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

(5) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

【現状と課題】

近年、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するために、結婚、妊娠、出産、子育てに関する支援を充実し、地域で安心してこどもを産み育てられ、こどもたちが健やかに成長できる社会を実現する必要があります。

【施策の展開】

施 策	◎こども家庭センターの構築 (担当課:健康増進課、こども福祉課)	新規
施 策 内 容	出生数は年々減少しているものの、支援を必要とする家庭は増加傾向にあり、安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期からの切れ目のない支援を目標に、個別対応を充実してきました。 今後も、母子健康手帳の交付から切れ目のない支援ができる体制を強化するために、こども家庭センターの構築を図ります。	

施 策	◎妊婦健康診査による支援 (担当課:健康増進課)
施 策 内 容	国が示す望ましい基準の健診について、すべての妊婦が受診できるよう、体制及び受診回数、検査項目を確保します。
施 策	◎産後ケアの充実 (担当課:健康増進課) 拡充
施 策 内 容	症状の強弱に差はあっても誰にでもおこる可能性のある産後うつ等に対応するため、母子の心身の状態に応じた保健指導や相談を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保と充実を図ります。
施 策	◎不妊治療への支援 拡充 (担当課:健康増進課)
施 策 内 容	不妊治療を受けている夫婦にその治療費の助成を行う子宝支援事業を継続実施して、経済的負担の軽減を図ります。また、事業実施にあたっては、大分県不妊治療費等助成事業とも連携し取り組むこととします。



＜施策の方向性3 生きる力を育むためのこどもの育ちの支援＞

（１）地域における子育て・子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

地域におけるつながりの希薄化や少子化の進行等により、子育てに対する親の不安感や負担感は増大し、子育てに希望や意欲を持つことができず孤立している状況が増加しています。このため、子育て中の保護者が、こどもや子育てについて、さまざまな悩みや不安を抱え、地域から孤立することがないよう、相互に交流するきっかけとなる機会や環境づくりを進め、地域全体がお互いに支えあい助け合っているように、地域と一体となった子育て・子育て支援のための施策を推進することが求められています。

【施策の展開】

施 策	◎預かり保育 (担当課:こども福祉課、学校教育課)
施 策 内 容	保護者の就労支援として、公立・私立幼稚園において、預かり保育を実施しています。公立幼稚園における預かりは、現在行っている渡町台幼稚園、鶴岡幼稚園、私立保育園等においては、今後も保護者の就労支援として、関係機関と連携し、幼稚園教諭の確保に努め、預かり保育の実施に努めます。
施 策	◎一時預かり保育 (担当課:こども福祉課、学校教育課)
施 策 内 容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・保育所等で一時的に預かる事業です。 また、さいき城山桜ホール内にあるさくらっ子でも一時預かりを行い、保護者の求職活動やリフレッシュ等の支援を引き続き行っています。
施 策	◎休日保育の実施 (担当課:こども福祉課)
施 策 内 容	休日(日曜日・祝日等)において、保護者が就労などで児童の保育ができない場合に保育を行う事業です。現在、やよいこども園にて実施しています。
施 策	◎地域子育て支援拠点事業 (担当課:こども福祉課)
施 策 内 容	少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じています。 本市では、市内7か所(令和7年度から6か所)に地域子育て支援拠点を設置し、子育て中の親子の交流、相談・援助、情報提供等を行っています。 利用者は、保育所入所前の0～1歳の利用が多い状況です。今より利用しやすい拠点づくりを目指します。

施 策	◎ホームスタート事業(家庭訪問型子育て支援事業) (担当課:こども福祉課、健康増進課)
施 策 内 容	本市では、家庭訪問型子育て支援事業を実施しており、利用者は少ないものの子育てに悩みや不安を抱える親子の支援を行っています。 引き続きこども家庭センターと連携し、子育てに不安や孤立を感じている親子の支援を行っていきます。

(2) 幼児期の教育・保育の充実

【現状と課題】

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全てのこどもに等しく機会を与えて育成していくことが必要です。幼少期に遊びを通じて培われた学習や生活の基盤を小学校でさらに伸ばすためには、幼児教育・保育から小学校への円滑な接続が重要になります。

【施策の展開】

施 策	◎幼児教育・保育環境の向上 (担当課:こども福祉課、学校教育課)
施 策 内 容	幼児教育・保育を充実させるため、集団規模の確保と就労家庭への子育て支援として、認定こども園の設置を推進してきました。 今後も少子化の進行が予想されることから、引き続き、認定こども園の設置を推進し、ニーズに対応する保育サービスの提供と質の向上を目指すとともに、佐伯市立幼稚園・保育所のあり方検討委員会において、公立幼稚園の適正な園児数など幼稚園、保育園のあり方について検討を行います。

施 策	◎幼児教育・保育の充実 (担当課:こども福祉課、学校教育課)
施 策 内 容	乳幼児期は遊びや生活を通して、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。 幼稚園・保育所・認定こども園を支援しながら、「幼稚園教育要領」・「保育所保育指針」・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させ、目標に向かって頑張る力、他の人とうまく関わる力、感情をコントロールする力などの非認知的能力※の育成を図ります。 ※「非認知的能力」とは、目標に向かって頑張る力、他の人とうまく関わる力、感情をコントロールするなどの内面の力などのことをいう。また、数がわかる、字が書けるなど、IQなどで測れる力を「認知的能力」とよぶ。

施 策	◎幼児教育・保育施設と小学校の連携 (担当課:学校教育課、こども福祉課)
施 策 内 容	幼児教育・保育から小学校教育への円滑な移行が図られるよう、すべての園において「架け橋期のカリキュラム」、園児の体験入学などを実施しており、こどもがスムーズに学校生活を送れるよう、連携を図っています。 また、保幼小連携協議会主催の小学校授業参観、幼児教育施設保育参観、情報共有会、合同研修会を実施し、連携を深めています。

(3) 多様な遊びや体験活動の推進

【現状と課題】

地域社会におけるこどもの数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成やこどもの社会性の発達と道徳、倫理、法律などの社会のルールを守ろうとする意識の形成に大きな影響があると考えられるため、全てのこどもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域においてこどもが自主的に参加し、自由に遊び、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進が必要です。

【施策の展開】

施 策	◎放課後児童クラブ (担当課:こども福祉課)
施 策 内 容	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。 少子化によりこどもの数は減少しているものの、共働き世帯の増加に伴い、放課後児童クラブの利用希望は増加しています。 一方で、施設の老朽化や支援員の確保についてクラブが安定して運営できるように検討します。
施 策	◎放課後子ども教室 (担当課:社会教育課)
施 策 内 容	放課後子ども教室は、放課後や週末等に小学校の空き教室等を活用して、地域の大人に企画・運営・参加してもらい、こどもたちに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する事業です。 本市では、放課後子ども教室は、放課後児童クラブがある全ての小学校で実施されており、児童クラブに通う児童の一部も放課後子ども教室を利用しています。 今後も、放課後のこどもの居場所づくりの一環として、こどもたちが安全に過ごせる場所の提供に努めます。

施 策	◎新・放課後子ども総合プランの推進 (担当課:こども福祉課、社会教育課)
施 策 内 容	国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施または各学校の余裕教室の徹底活用による一体的な実施に努めます。 ◎放課後児童クラブの令和6年度に達成されるべき目標量 放課後児童クラブの目標事業量は、量の見込みと確保の方策に基づき、必要に応じて施設整備を進め、令和11年度段階で1,140人／年とします。 ◎一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和11年度に達成されるべき目標事業量 令和11年度までに、18か所整備することを目指します。 ◎放課後子ども教室の令和11年度までの整備計画 令和11年度までに、全小学校区の100%に整備することを目指します。 ◎具体的な方策について 放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的又は連携して実施するために、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容検討、安全管理ができるよう、定期的な打ち合わせの場を設けていきます。 さらに教育委員会部局と福祉部局の連携については、放課後児童クラブを所管している「こども福祉課」と放課後子ども教室を所管している「社会教育課」が十分に連携を図り、他関係機関との調整を図りながら、放課後等の安全・安心な居場所確保のため、学校施設の活用や地域の実情に応じた児童クラブの開所時間延長を検討していきます。

＜施策の方向性４ こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備＞

（１）次代の親の育成

【現状と課題】

こどもの道徳観や倫理観、一般常識などの形成に最も影響を及ぼすのは「親」であり、こどもが誕生した瞬間から大きな責任を背負うことになります。

しかしながら、核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、子育てに関する相談ができず、保護者が育児不安や孤立感に悩まされ、自信を失っていくケースもあることから、保護者が協力して家庭を築くこと及びこどもを産み育てることの意義に関する教育に努めます。

また、中学生、高校生等が、子育て・子育ての意義を理解し、こどもや家庭の大切さを理解できるようにするため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進します。

【施策の展開】

施 策	◎思春期における保健・福祉体験学習事業 (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	思春期に生命の尊厳や性に関する教育を行うことによりこどもたちの心身の健全な育成を図れるよう、乳幼児と中学生等の福祉体験学習等を推進し、乳幼児とのふれあいの中で、父性・母性の育成を図ります。

（２）こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【現状と課題】

次代の担い手であるこどもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、こども一人ひとりに対するきめ細やかな指導や豊かな心を育むための、各推進・事業・環境づくりが必要です。

【施策の展開】

施 策	◎校区ネットワーク会議の推進 (担当課:社会教育課)
施 策 内 容	核家族化による家庭力の低下等により、身近な地域社会との連携が必要となっています。本市では、学校と家庭、地域社会が連携してこどもを育てる「地域協育」を推進するため、「校区ネットワーク会議」を各中学校区に設置しています。また、「地域学校協働活動推進員」をコミュニティセンター等にコーディネーターとして配置し、情報共有や事業の準備・実施を円滑に行っています。今後も本事業を推進するとともに、学校が主催する「コミュニティ・スクール」とも連携して、活動の充実に取り組んでいます。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

地域の特色や多様性を生かした学校や授業では体験できない体験学習等を通し、地域の人たちとの交流を図りながら、こどもが自ら考え、判断し、行動できる能力、思いやりの心などの「生きる力」を養う取組が必要です。

【施策の展開】

施 策	◎家庭教育の推進 (担当課:社会教育課、こども福祉課)
施 策 内 容	佐伯市では家庭教育支援チームを組織し、市オリジナルの「子パンダプログラム」(親子参加型の体験講座とワークショップ)を就学前の親子を対象に実施しており、今後も事業の推進に取り組めます。
施 策	◎こどもの文化活動の推進と支援 (担当課:社会教育課、文化芸術振興課)
施 策 内 容	9つの市町村が合併してできた佐伯市には、地域ごとに様々な歴史や伝統があり、小学生を対象とした、勾玉作り・金兜作り、縄文土器作りといった歴史体験教室や専門講師を派遣し、アート教室を開催するなど芸術文化に触れる機会を提供しています。 今後も歴史資料館や学校と連携し、郷土の文化や歴史を学ぶ事業や各種芸術活動の場の提供に努めます。
施 策	◎地域や自然とふれあう体験交流 (担当課:こども福祉課、社会教育課)
施 策 内 容	佐伯市は、山、川、海といった豊かな自然に恵まれ、四季折々の自然に触れることができます。その恵まれた環境を生かし、より多くのこどもたちが地域の方や自然と親しむ環境づくりに取り組めます。

＜施策の方向性 5 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援＞

（１）児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

子どもたちへの虐待は、夫婦関係の不和などの家庭関係上のストレス、失業や借金などの経済的問題、保護者や子どもの健康問題、近隣からの孤立など、多くの課題が複合的に作用して発生するため、関係機関が家族の抱える課題について一体となって家庭を支援することが大切です。

経済的困窮や養育能力の低下、疾病、障害等の様々な問題を背景に、それらに対応できる体制を整えていく必要があります。

【施策の展開】

施 策	◎養育支援訪問事業 (担当課:健康増進課、こども福祉課)
施 策 内 容	子育てに対して不安・孤立感等を抱える家庭や、その他様々な原因で養育支援を必要とする家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減するよう支援を行います。 こども家庭センターを周知し、虐待のおそれのあるハイリスクケースについて、関係機関と情報共有・連携する体制を構築しています。 支援を必要とするケースは、相談内容も複雑化してきており、専門職や保健師のマンパワーの確保が課題となっています。 今後は、こども家庭センターを中心とした相談窓口の明確化と個別ニーズに応じたきめ細かな支援を実施していきます。
施 策	◎家庭児童相談事業 (担当課:こども福祉課、健康増進課)
施 策 内 容	児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、子ども(0～18 歳)に関するあらゆる相談支援(養育・しつけ・性格・非行・障がい・児童虐待等)を行う事業です。 今後も、養育支援等を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の発生予防を行うとともに、虐待の早期発見、早期対応を図ります。 また、虐待の恐れがあるケースの発見など、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるように関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有できるよう努めます。 加えて、母子保健機能と児童福祉機能の切れ目ない支援を目指し、令和 7 年度よりこども家庭センターを設立し機能拡充に努めます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

【現状と課題】

ひとり親家庭が増加している中で、こどもの健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開に加え、自立に向けた就業支援を効果的に行う必要があります。

ひとり親家庭の母又は父等の就業に向けた資格取得を支援するため、職業能力向上のための訓練や求職活動の相談等について、公共職業安定所や県等と連携し、効果的に行う体制づくりに努めます。

また、ひとり親福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、育児・家事等の家庭機能を援護し、安定した生活を維持できるような支援が求められています。

【施策の展開】

施 策	◎ひとり親家庭自立支援の推進 (担当課:こども福祉課)
施 策 内 容	ひとり親家庭への自立支援として、母子父子自立支援員を2名配置し、相談に対応しています。 また、ひとり親福祉団体の自主的な活動を支援し、今後も、相談体制や情報提供の充実を図っていきます。

施 策	◎ひとり親家庭医療費助成事業 (担当課:こども福祉課)
施 策 内 容	ひとり親家庭の親、ひとり親家庭の児童及び父母のない児童が保険診療した医療費の一部を助成する事業です。 ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を目的として、今後も本事業を実施していきます。

(3) 障がい児・医療的ケア児への支援

【現状と課題】

障がいの有無に関わらず全てのこどもが地域の中で健やかに育つために、親子の意向を尊重し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育、教育を行うよう努める必要があります。

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心してこどもを生み、育てることができる社会の実現のため、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援することが求められています。

【施策の展開】

施 策	◎障がい児福祉計画と連携した障がい児支援の推進 (担当課:障がい福祉課)
施 策 内 容	平成30年3月に「佐伯市障がい者計画(第3次)・佐伯市障がい福祉計画(第5期)・佐伯市障がい児福祉計画(第1期)」を一体的に策定しており、障がい児福祉計画では、基本方針に「障がい児の利益考慮と健やかな育ちの推進」、「障がい児への早期且つ一貫性のある支援の提供」、「地域社会への参加や包容(インクルージョン)の推進」、「質の高い支援の充実と関係機関との連携の推進」を掲げています。 今後も、佐伯市障がい児福祉計画に基づき、関係機関と連携を取りながら、障がい児及び障がいが見込まれる児童へのサービス提供が円滑に行われるよう対応します。
施 策	◎佐伯市医療的ケア児支援事業 (担当課:こども福祉課、障がい福祉課)
施 策 内 容	佐伯市内の保育所・認定こども園等において、日常生活を営むために医療的ケアが必要な児童に対して、佐伯市と委託契約を交わした訪問看護ステーションが看護師等を派遣して医療的ケアの支援を行う事業です。 事業を開始する際は佐伯市医療的ケア児支援事業検討会議(事務局:障がい福祉課)を開催し、各児童が必要とする医療的ケアの内容を個別に検討し、事業の実施を決定することとなっているため、関係機関と連携して医療的ケア児が集団生活ができるよう支援していきます。

新規

(4) こどもの居場所づくりの支援

【現状と課題】

共働き家庭が増えている中で、放課後や休日に一人で過ごすこどもが増えています。安全で安心できる場所がなければ、こどもたちは孤独感や不安を感じやすくなり、非行やトラブルに巻き込まれるリスクが高まります。こどもたちが友達と一緒に過ごしたり、宿題を手伝ってもらったりすることができる居場所づくりが必要です。

【施策の展開】

施 策	◎佐伯市子どもの居場所づくり推進事業 (担当課:こども福祉課)	新規
施 策 内 容	貧困を抱えた世帯等に属するこどもを対象に、食事の提供と居場所づくりを行う事業です。食事提供と併せて、学習支援や遊び、様々な体験活動等を通じて生活習慣を身につけることができ、こどもが安心して過ごせる環境を確保することで、こどもが健やかに育成される環境整備をすることを目的としています。	
施 策	◎子ども食堂 (担当課:こども福祉課)	再掲
施 策 内 容	こどもがその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべてのこどもが心身ともに健やかに育成されるよう、貧困を抱えた世帯や孤食を防ぐことを目的に子ども食堂を通じてこどもの居場所づくりを支援します。	
施 策	◎いじめ・不登校・貧困対策アクションプランの推進 (担当課:学校教育課)	
施 策 内 容	いじめ・不登校・貧困対策アクションプランに基づき、学校における学習支援や進路相談、スクールソーシャルワーカーを活用した家庭支援、教育委員会における就学援助や各種奨学金の情報提供などに努めます。	
施 策	◎家庭児童相談事業 (担当課:こども福祉課、健康増進課)	再掲
施 策 内 容	こども(0～18 歳)とこどもを養育する家庭の不安や困りに関する相談支援を行う事業です。家庭をはじめ、学校だけでは解決することのできない不登校等の悩みについて学校等と連携し、支援を行います。	
施 策	◎絆づくりサポート事業 (担当課:学校教育課)	新規
施 策 内 容	一人で学ぶことが難しいなど様々な理由で学習に困りを抱えるこどもたちを対象に、安心して過ごせる場所を提供するとともに、学校教育課指導主事等が学習支援を行います。	

(5) こどもの貧困対策について

【現状と課題】

貧困世帯のこどもは十分な教育を受ける機会を失うことが多く、進学や就職が不利になりがちで、こうした世代間の連鎖を解消させることが喫緊の課題となっています。

【施策の展開】

施 策	◎佐伯市子どもの居場所づくり推進事業 (担当課:こども福祉課)	再掲	新規
施 策 内 容	貧困を抱えた世帯等に属するこどもを対象に、食事の提供と居場所づくりを行う事業です。食事提供と併せて、学習支援や遊び、様々な体験活動等を通じて生活習慣を身につけることができ、こどもが安心して過ごせる環境を確保することで、こどもが健やかに育成される環境整備をすることを目的としています。		

(6) ヤングケアラーへの支援に向けた取り組み

【現状と課題】

ヤングケアラーとは法律上の定義はありませんが、「本来は大人がやるべき家事や家族の世話(ケア)を日常的に行っている18歳未満のこども」のことを指します。

こども自身が自分の家庭状況が当たり前だと思い、ヤングケアラーであることに無自覚です。そのため、周囲も確信が持てず、早期発見と把握が難しいことが挙げられます。ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題とつながっていることが多いため、学校側が踏み込みにくい側面があります。

また、親もこどもによる世話を当たり前だと思っていたり、教育方針やしつけと主張したりと理解が進んでいないことも原因の一つです。支援につなぐための窓口が明確ではなく、多くの場合どこに相談すればいいかわからないケースが見受けられます。

【施策の展開】

施 策	◎要保護児童対策地域協議会での連携 (担当課:こども福祉課)	新規
施 策 内 容	虐待を受けているこどもをはじめ、支援・保護の必要なこどもの早期発見や適切な保護を図るため、佐伯市要保護児童対策地域協議会においては、関係機関でこどもとその家族に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携の下で対応している。 ヤングケアラーについても同様に当協議会の中で共有すべき情報として関係機関で支援等について検討していくとともに、令和7年4月からこども家庭センターを設置し、事業の拡充に努めます。	

<施策の方向性6 地域における子育て・子育ての支援>

(1) 地域における人材育成

【現状と課題】

子ども・子育て支援制度では、幼稚園や保育所・こども園等における子育て支援のみならず、地域のニーズに応じた子育て支援を充実するため、支援の担い手となる人材の確保が必要です。

【施策の展開】

施 策	◎保育士等の育成・確保の強化 (担当課:こども福祉課)
施 策 内 容	幼児期の学校教育・保育の提供の基盤となる人材を育成・確保するため、関係機関と連携し、育成・確保に努めます。 これまで待機児童問題解消のため保育士の確保支援対策に重点を置いていましたが、就学前人口の減少や保育所等のこども園化等によって待機児童数が減少したことから、今後は保育士等の人材育成に重点を置いた研修会、講演会等への参加、実施を検討していきます。

(2) 子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、情報提供を行うことが必要です。

【施策の展開】

施 策	◎「おめでとう訪問事業」や「子育てサロン」 (担当課:社会福祉課、こども福祉課、健康増進課)
施 策 内 容	民生委員・児童委員・主任児童委員が全小学校区に配置されており、子育て家庭の相談や地域の福祉相談に応じています。 特に、子育て家庭の困りごとを早期に発見できる支援体制の構築や気軽に集まれる居場所づくりとして、民生委員・児童委員・主任児童委員が「おめでとう訪問事業」や「子育てサロン」の運営支援に積極的に関わっています。 今後も、地域の子育て支援体制を維持しながら、気軽に相談ができる関係・環境づくりを推進します。

施 策	◎母親クラブ・育児サークル活動の支援 (担当課:こども福祉課)	
施 策 内 容	母親クラブは児童を持つ母親などの連帯組織で、地域における文化活動や世代間交流など、児童福祉の向上を図るための活動を行っており、食育活動やイベント、学校・公民館行事の支援等を通して、地域において母親の視点からこどもの育ちを支えています。 今後の活動については、地域により母親クラブの数や活動に差が生じていることから、母親クラブという形にとらわれず、地域全体でこどもの育ちを支える方向への支援のあり方も検討していきます。	

施 策	◎地域子育て支援拠点事業者のネットワーク構築 (担当課:こども福祉課)	新規
施 策 内 容	市内に6か所ある地域子育て支援拠点の事業者が連携し、情報交換や情報発信、共同の事業を行っています。 保護者が気軽に立ち寄れる場所、乳幼児の育ちを支える場として地域全体で子育て・子育て支援を行っていきます。	

(3) 子育て・子育てに関する情報提供・相談体制の充実

【現状と課題】

子育て家庭に対する子育て支援サービス・保育サービスの提供体制を整えても、その情報が必要な家庭に届いていない現状があります。必要な家庭に必要なサービスの情報が得られるような情報提供体制の構築が必要です。

【施策の展開】

施 策	◎佐伯市子育て・子育てアプリ「さいきっず まある」を活用した情報提供 (担当課:こども福祉課、健康増進課)	新規
施 策 内 容	子育て・子育てに関する日々の記録や、大切な思い出の保存予防接種のスケジュール管理等ができるアプリにて、市独自の情報を発信していきます。また、地域子育て支援拠点の行事等のお知らせも各拠点から行える体制を整えます。	
施 策	◎佐伯市公式 LINE による情報提供 (担当課:こども福祉課)	新規
施 策 内 容	市公式 LINE を活用し、子育て・子育てに関する情報発信を行うと共に、チャットによる情報検索が行える方法の検討を行います。	

施 策	◎こども家庭センターの設置 (担当課:こども福祉課、健康増進課)	新規
施 策 内 容	子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の機能を継続した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、令和7年度よりこども家庭センターの設置を行います。	

施 策	◎妊娠期からの伴走型相談支援 (担当課:健康増進課)	新規
施 策 内 容	妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通し立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につながる伴走型支援の充実を図るとともに経済的支援を一体として実施していきます。また、国の動向をみながら、母子保健の DX の推進を行っていきます。	

施 策	◎ふくしの総合相談窓口「福祉のふくちゃん」での相談、 情報提供体制の強化 (担当課:福祉保健企画課)	新規
施 策 内 容	福祉保健企画課(ふくしの総合相談窓口「福祉のふくちゃん」)での相談・情報提供を行います。	

＜施策の方向性 7 子育てにやさしい生活環境の整備＞

（１）子育てしやすい生活環境づくり

【現状と課題】

ベビーカーや荷物などの階段昇降をはじめ、最近では、赤ちゃんやこどもの声を生活騒音と捉えられるなど子育て家庭の居住環境には多くの制約があり、子育てしやすい生活環境を確保することが求められています。

【施策の展開】

施 策	◎子育て世帯リフォーム支援事業 (担当課:こども福祉課)
施 策 内 容	子育て世帯の住環境の向上を図るため、18歳未満(当該年度の4月1日時点の年齢)のこどもがいる世帯が行う持ち家の改修工事などに対し補助を行っています。今後も、本事業の周知と事業継続に努めます。

（２）こどもを交通事故から守る環境づくり

【現状と課題】

こどもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないように、通学路等の点検を行い、交通安全施設の整備、道路照明等の安全対策を行っていきます。

【施策の展開】

施 策	◎こどもの交通安全活動の推進 (担当課:学校教育課、教育総務課、こども福祉課)
施 策 内 容	登下校時の交通安全運動や、こどもを対象とした交通安全教室の開催など、こどもを交通事故から守る取組を行っており、各幼稚園・各学校では、交通安全教育や自転車の乗り方など学校全体で指導しています。 今後も、交通安全教室の実施や青色防犯パトロールなど、学校や保護者、地域の見守り隊、警察などの関係機関と連携しながら、園児児童生徒の安全性が確保できるよう取り組みます。また、保育所やこども園等においても、園外保育マニュアルを毎年見直すなど園児や保育士等の安全確保に取り組みます。

施 策	◎通学路の安全確保の推進 (担当課:教育総務課)	新規
施 策 内 容	通学路の安全確保のため、学校から通学路危険箇所の報告を受けて道路管理者や警察などの関係機関を集め、「佐伯市通学路安全対策会議」を開催しています。また、危険箇所の内容により現地での合同点検も行っています。 今後も各関係機関と連携を図り、通学路の安全確保に努めます。	

施 策	◎自転車用ヘルメットの配布 (担当課:教育総務課)	新規
施 策 内 容	自転車通学をする生徒の通学事故等における身体保護のためにヘルメットの着用を事務づけるとともに保護者負担の軽減を図るため、中学校に通学する生徒にヘルメットの支給を行っています。 今後も生徒の安全確保に努めます。	

(3) 安心して外出できる環境づくり

【現状と課題】

こどもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して外出できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、公共施設などにおけるスロープの設置や段差の解消等のバリアフリー化や危険防止のための手すりの設置などの取組を進め、子育て家庭の外出を支援します。

【施策の展開】

施 策	◎公共施設等のバリアフリー化 (担当課:障がい福祉課、建築住宅課)
施 策 内 容	大分県福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設等のバリアフリー化を推進しています。 今後検討している施設整備においても、こどもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して外出できるようバリアフリー化を推進します。

施 策	◎おおいた子育て応援パスポート (担当課:こども福祉課)	新規
施 策 内 容	子育て中の方、妊娠中の方を、子育てにやさしいお店・施設が応援してくれる事業です。大分県内の他全国で同様のサービスが受けられます。 「子育て応援店」でパスポートを提示すると、それぞれのお店・施設が独自に提供する商品の割引やサービス(おむつ替えや授乳スペース、こども用トイレ、ミルクのお湯の提供)など様々な特典が受けられます。子育て世帯への経済的負担の軽減や、社会全体で子育て家庭を支えるという意識を高めていきます。	

(4) 安全・安心なまちづくりの推進等

【現状と課題】

安全で住みよいまちづくりは、すべての市民の願いではありますが、複雑多様化する社会において犯罪はますます巧妙化、増加傾向にあります。

こどもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、保護者やPTA等の学校関係者、地域が連携し、犯罪防止対策に取り組む必要があります。

【施策の展開】

施 策	◎こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (担当課:学校教育課、こども福祉課)
施策内容	こどもを交通事故や犯罪被害から守るため、教育委員会と学校、警察等の関係機関との連携による情報の伝達・共有を推進します。 警察との連携については、スクールサポーターを活用するとともに、犯罪被害にあったこどもたちの支援については、県教育委員会とも連携しながら、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、佐伯市教育支援センター教室「グリーンプラザ」を活用して、対応を図ります。



＜施策の方向性 8 ワーク・ライフ・バランスの推進＞

（１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

【現状と課題】

現在の少子化の背景には、働き方をめぐるさまざまな課題があります。共働き世帯が増加しているにもかかわらず、働き方の選択肢が十分に整っていないことで、女性にとって未だに就労と出産・子育てが二者択一となっている状況が存在しています。

男女がともに子育てを担い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて子育て家庭・事業所・地域全体で推進していくことが求められています。

【施策の展開】

施 策	◎ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 (担当課:商工振興課)
施 策 内 容	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和を目指すため、事業所に対し育児休業の推進や従業員の余暇時間の創出などの普及啓発を図ります。 また、大分県と連携して、県が実施する働き方改革の取組に関する経営者向けの勉強会や企業で取り組むリーダーを育成する講座等の情報提供を行い、事業所に対し制度の理解と浸透に向け取り組みます。
施 策	◎男性の育児参加の促進 (担当課:こども福祉課、福祉保健企画課)
施 策 内 容	働く女性が、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期の段階で多様な生き方が選択できるようにしていくためには、家庭における父親の役割が大きく期待されています。 本市でもイベントに父親が参加する姿が多くみられるようになり、父親とこどものみを対象とした行事も開催されています。 今後も、母親、父親がお互いに理解しあって、家庭においてともに子育てをすることを目指した啓発やイベントに取り組むとともに、男性の育児参画の促進も含めたワーク・ライフ・バランスの実現につながる事業に対する補助金交付を行っていきます。

＜こどもの貧困の解消に向けた対策＞

（１）国のこども大綱で示された重要事項ごとの本市の施策

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。

そのため、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

国のこども大綱において、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援の4つの重要事項が示され、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、支援を進めるとされています。

本市では、本計画第４章に掲げた施策において、各事項を総合的に展開します。

【教育の支援】

施策	担当課	本計画の 記載ページ
放課後子ども教室	社会教育課	65
校区ネットワーク会議の推進	社会教育課	67
家庭教育の推進	社会教育課	68
佐伯市子どもの居場所づくり推進事業	こども福祉課	72、73
いじめ・不登校・貧困対策アクションプランの推進	学校教育課	72
絆づくりサポート事業	学校教育課	72

【生活の安定に資するための支援】

施策	担当課	本計画の 記載ページ
さいき『食』のまちづくりレシピの推進	ブランド推進課、健康増進課	60
望ましい食習慣の形成を図る食育の推進	ブランド推進課、健康増進課	60
子ども食堂	こども福祉課	60、72
こども家庭センターの構築	健康増進課、こども福祉課	61
預かり保育	こども福祉課、学校教育課	63
一時預かり保育	こども福祉課、学校教育課	63
休日保育の実施	こども福祉課	63
ホームスタート事業(家庭訪問型子育て支援事業)	こども福祉課	64
放課後児童クラブ	こども福祉課	65
養育支援訪問事業	健康増進課、こども福祉課	69
家庭児童相談事業	こども福祉課、健康増進課	69、72
ひとり親家庭自立支援の推進	こども福祉課	70
ひとり親家庭医療費助成事業	こども福祉課	70
佐伯市子どもの居場所づくり推進事業	こども福祉課	72、73
ふくしの総合相談窓口「福祉のふくちゃん」での相談、情報提供体制の強化	福祉保健企画課	76

【保護者の就労支援】

施策	担当課	本計画の 記載ページ
ひとり親家庭自立支援の推進	こども福祉課	70
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	商工振興課	80

【経済的支援】

施策	担当課	本計画の 記載ページ
さいきっ子医療費助成事業	こども福祉課	61
ひとり親家庭自立支援の推進	こども福祉課	70
ひとり親家庭医療費助成事業	こども福祉課	70
佐伯市子どもの居場所づくり推進事業	こども福祉課	72、73
子ども食堂	こども福祉課	60、72



第5章

子ども・子育て支援法にかかる 事業計画（第3期）



第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画（第3期）

I 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて、設定する必要があります。

本市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を2期計画と同様に1圏域（全市）とします。ただし、事業の実施にあたっては各地区の実状を踏まえて行うものとします。

また子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。

一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

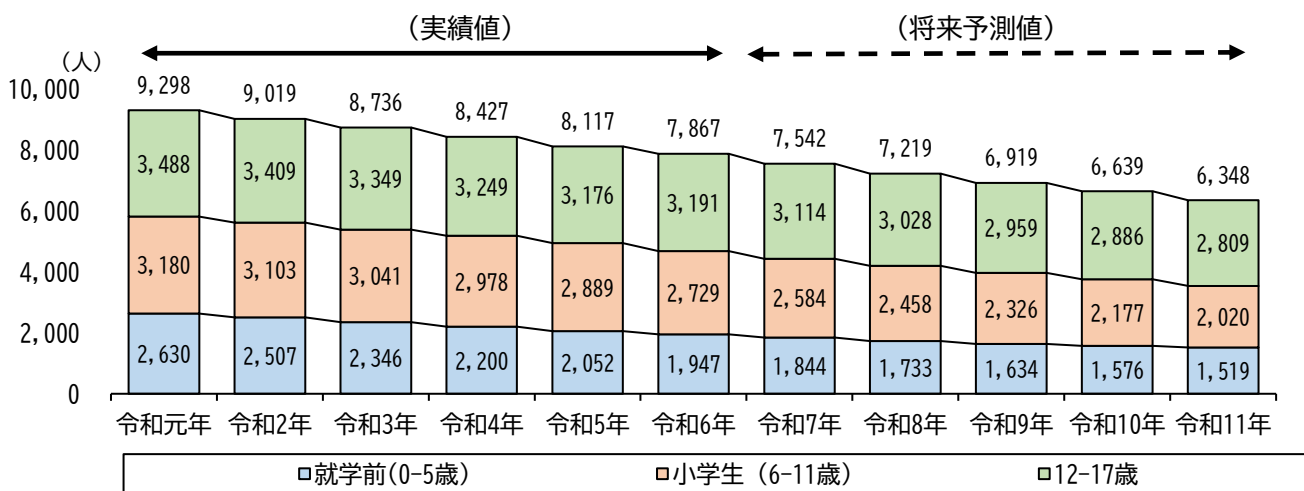
【保育の必要性の認定の区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 （教育標準時間認定）	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 （保育認定）	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 （保育認定）	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

2 計画の対象となる児童の人口推計

本市の就学前児童人口は、実績値で令和元年の2,630人から令和6年には1,947人と、683人減少しています。コーホート変化率法による将来予測値の人口推計では今後5年間も減少傾向で推移し、計画期間最終年の令和11年には1,519人になると予想されます。

小学生児童人口も、実績値で令和元年の3,180人から減少傾向で推移し、令和6年には2,729人と451人減少しています。コーホート変化率法による将来予測値の人口推計では今後5年間も就学前児童と同様に減少傾向で推移し、計画期間最終年の令和11年には2,020人になると予想されます。12歳から17歳も同様に減少傾向となっています。



令和元年～令和6年は、住民基本台帳による人口実績
令和7年～令和11年は、コーホート変化率法による人口推計

本見込量算出に使用する本市の児童推計人口は、下記のとおりです。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	260	251	240	232	224
1歳	281	269	260	249	241
2歳	288	279	267	258	247
3歳	297	288	279	267	258
4歳	348	299	290	281	269
5歳	370	347	298	289	280
6歳	369	368	345	296	287
7歳	381	367	366	343	294
8歳	440	379	365	364	341
9歳	437	436	375	361	360
10歳	470	438	437	376	362
11歳	487	470	438	437	376
12歳	502	482	465	433	432
13歳	527	498	478	461	429
14歳	503	525	496	476	459
15歳	499	502	524	495	475
16歳	525	497	500	522	493
17歳	558	524	496	499	521

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

Ⅰ 教育・保育の量の見込み(令和7年～令和11年)

子ども・子育て支援法では、市町村が計画期間における、教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

■Ⅰ号認定+2号認定(教育ニーズ)3～5歳

【実績】

単位(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	638	566	489	405

【量の見込みと確保方策】

単位(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		365	336	312	301	290
確保方策	幼稚園	180	180	180	180	180
	認定こども園(幼稚園部分)	307	307	307	307	307
	確保方策の合計(B)	487	487	487	487	487
差異(B-A)		122	151	175	186	197

※令和7年度に、公立幼稚園の閉園による減、幼児数減少による定員の見直しを行いました。(公立幼稚園:佐伯、佐伯東、八幡、木立、下堅田、上堅田、松浦、よのうづ、私立園:みのり幼稚園、カトリック佐伯幼稚園)

■2号認定(保育ニーズ)3～5歳

【実績】

単位(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	706	664	668	698

【量の見込みと確保方策】

単位(人)		令和 7 年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(A)		629	579	537	519	500
確保 方 策	認定こども園(保育所部分)	556	556	556	556	556
	保育所	172	172	159	159	140
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	47	47	47	47	47
	確保方策の合計(B)	775	775	762	762	743
差異(B-A)		146	196	225	243	243

※令和7年度に、1号を減員し2号を増員するため定員の見直しを行いました。(カトリック佐伯幼稚園)

※令和7年度に、幼児数減少による定員の見直しを行いました。(八幡保育園、長島保育園、花みずき保育園)

※閉園による定員の見直しを行いました。(令和8年度末 八幡保育園、令和10年度末 畑野浦保育所)

■3号認定(0～2歳児)

【実績】

単位(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	667	708	678	643

【量の見込みと確保方策】

単位(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		574	554	532	512	494
確保方策	認定こども園(保育所部分)	476	476	476	476	476
	保育所	130	130	123	123	110
	地域型保育事業	13	13	13	13	13
	認可外保育施設	55	55	55	55	55
	確保方策の合計(B)	674	674	667	667	654
差異(B-A)		100	120	135	155	160

※令和7年度に、1号を減員し3号を増員するため定員の見直しを行いました。(カトリック佐伯幼稚園)

※令和7年度に、幼児数減少による定員設定の見直しを行いました。(にじいろこども園、八幡保育園、長島保育園、花みずき保育園)

※閉園による定員の見直しを行いました。(令和8年度末 八幡保育園、令和10年度末 畑野浦保育所)

■3号認定(0歳児)

【実績】

単位(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	176	175	163	159

【量の見込みと確保方策】

単位(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		147	142	136	131	127
確保方策	認定こども園(保育所部分)	101	101	101	101	101
	保育所	25	25	23	23	21
	地域型保育事業	4	4	4	4	4
	認可外保育施設	19	19	19	19	19
	確保方策の合計(B)	149	149	147	147	145
差異(B-A)		2	7	11	16	18

■3号認定(1~2歳児)

【実績】

単位(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	491	533	515	484

【量の見込みと確保方策】

単位(人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A) 1歳		215	206	199	191	185
量の見込み(A) 2歳		212	206	197	190	182
確保方策	認定こども園(保育所部分)1歳	171	171	171	171	171
	認定こども園(保育所部分)2歳	204	204	204	204	204
	保育所	105	105	100	100	89
	地域型保育事業	9	9	9	9	9
	認可外保育施設	36	36	36	36	36
	確保方策の合計(B)	525	525	520	520	509
差異(B-A)		98	113	124	139	142

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【実績】

単位(か所、人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	1	1	1	1	1
利用人数(延べ人数)	910	952	946	1,135	—

※母子保健型

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所数	1	1	1	1	1
確保方策	か所数	1	1	1	1	1

※こども家庭センター型

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【実績】

単位(か所、人回/月)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	8	7	7	7	7
利用人数	15,948	26,015	24,813	26,598	—

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	23,812	22,950	22,031	21,227	20,451
確保方策	人数 (人回/月)	23,812	22,950	22,031	21,227	20,451
	実施個所 (か所)	6	6	6	6	6

※実績値より算出

(3) 妊婦健康診査事業

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【実績】

単位(人回)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	3,913(479)	3,723(463)	3,376(414)	2,839(378)

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	2,627	2,536	2,425	2,344	2,263
確保方策	人回	2,627	2,536	2,425	2,344	2,263

※実績値より算出

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握などを行う事業です。

【実績】

単位(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	345	304	298	227

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	260	251	240	232	224
確保方策	人	260	251	240	232	224

※人口推計値より算出

(5) 養育支援訪問事業

【事業内容】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

【実績】

単位(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	114	77	92	39

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	60(120)	60(120)	60(120)	60(120)	60(120)
確保方策	人	60(120)	60(120)	60(120)	60(120)	60(120)

※過去の実績値より算出

(6) 子育て短期支援事業

【事業内容】

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【実績】

単位(人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	11	21	90	144

※ショートステイのみ

【量の見込みと確保方策】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ショートステイ	量の見込み	人日	145	150	155	160	165
	確保方策	人日	145	150	155	160	165
トワイライトステイ	量の見込み	人日	55	60	65	70	75
	確保方策	人日	55	60	65	70	75

※過去の実績値より算出

(7) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実績】

単位(人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	367	290	243	106

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	135	129	122	114	106
確保方策	人日	135	129	122	114	106

※ニーズ調査より算出

(8) 一時預かり事業

【事業内容】

一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等で一時的に預かる事業です。

【実績】

単位(人日)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績		28,912	31,120	40,065	38,698
	在園児対応型	28,519	30,370	38,964	37,210
	在園児対応型以外	393	750	1,101	1,488

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	在園児対応型 (人日)	33,542	30,865	28,651	27,660	26,668
	在園児対応型 以外(人日)	1,337	1,257	1,185	1,143	1,101
確保方策	在園児対応型 (人日)	33,542	30,865	28,651	27,660	26,668
	在園児対応型 以外(人日)	1,337	1,257	1,185	1,143	1,101

※実績値より算出

(9) 延長保育事業

【事業内容】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【実績】

単位(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	383	500	637	344

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	357	336	316	305	294
確保方策	人	357	336	316	305	294
	か所	19	19	19	19	19

※ニーズ調査より算出

(10) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【実績】

単位(人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	200	775	632	570

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	775	775	775	775	775
確保方策	人日	775	775	775	775	775
	か所	1	1	1	1	1

※過去の実績最大値を計上

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

【実績】

単位(人日)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績		753	799	822	800
	1年生	239	246	240	226
	2年生	191	231	223	216
	3年生	147	137	167	171
	4年生	101	99	91	100
	5年生	54	60	61	55
	6年生	21	26	40	32

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		706	666	638	596	550
	1年生	166	166	156	133	129
	2年生	172	165	165	155	133
	3年生	198	171	164	164	154
	4年生	53	53	46	44	44
	5年生	57	54	53	46	44
	6年生	60	57	54	54	46
確保方策	定員数 人	1,140	1,140	1,140	1,140	1,140
	か所	24	24	24	24	24

※過去の実績値より算出

(12) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、「子どもの最善の利益」の保障と健全な育成を図る事業です。（令和8年度から実施予定。）

【量の見込みと確保方策】 実人数

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	—	99	96	92	88
確保方策	人	—	99	96	92	88

※量の見込みの考え方により算出

(13) 親子関係形成支援事業

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、講義、グループワーク、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設け、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。（令和8年度から実施予定。）

【量の見込みと確保方策】 実人数

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	—	56	53	51	49
確保方策	人	—	56	53	51	49

※量の見込みの考え方により算出

(14) 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出数 251	240	232	224	216
		1組あたり面談回数 3回	3回	3回	3回	3回
		面談実施合計数 753回	720回	696回	672回	648回
確保方策 (こども家庭センター)	妊婦等包括相談支援事業	753回	720回	696回	672回	648回

※量の見込みの考え方により算出

(15) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業内容】

保護者の就労有無や理由を問わず、0歳6ヵ月から満3歳未満の未就園児が時間単位で保育施設を利用できる制度です。(令和8年度から実施予定。)

【量の見込みと確保方策】 延べ人数

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	人日	—	480	420	360	300
	確保方策	人日	—	1,920	1,680	1,440	1,200
1歳児	量の見込み	人日	—	240	180	180	180
	確保方策	人日	—	960	720	720	720
2歳児	量の見込み	人日	—	180	180	120	120
	確保方策	人日	—	720	720	480	480

※量の見込みの考え方により算出

(16) 産後ケア事業

【事業内容】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】 延べ人数

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	90	90	90	90	90
確保方策	人日	90	90	90	90	90

※量の見込みの考え方により算出

(17) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【確保方策】

新規の事業のため、事業の内容、実施の方法及び実施の時期について検討します。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされている①「食事の提供に要する費用（※新制度に移行していない園に限る）」及び②「日用品、文房具等の購入に要する費用」等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

【確保方策】

令和元年10月1日より①「食事の提供に要する費用」への助成が新たに加わりましたが、市内には対象施設が存在しません。ただし、対象施設及び対象者の状況に応じて、必要性が生じた場合には実施を検討します。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策】

教育・保育の需要と供給のバランスが取れており、今後児童数が減少していく中で、本事業については必要がないと考え、事業実施はありません。今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向や職員体制等を勘案しながら、認定こども園に移行する場合には、必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及・促進を図ります。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割および推進方策

乳幼児期はこどもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、保育教諭等の確保、専門性の向上が不可欠であるため、教育・保育や子育て支援に係る専門職の確保及び資質向上支援に努めます。

(3) 幼児教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保・幼・こ・小連携)について

乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、学童期や思春期に至るこどもの育ちを確保するため、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携強化を図っていきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

2019(令和元)年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、大分県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となります。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等について、大分県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、大分県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。



第6章

計画の推進体制



第6章 計画の推進体制

I 市民それぞれの役割

本計画の諸施策を目標に向かって着実に推進していくためには、子育てについての第一義的責任は父母その他の保護者が有するという基本的認識の下に、家庭をはじめとして幼稚園・保育所・認定こども園・学校・企業・地域が一体となってそれぞれの役割を担い、社会全体で次代を担うこどもやその家庭を支援していくことが不可欠です。また、「いつも子どもが まんなか」の基本理念の実現のため、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

(1) 家庭の役割

父母及び他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するということを前提とし、豊かな愛情あふれる子育てにより、強い心と豊かな心を育み成長を促すことが必要です。

また、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画・連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。

(2) 地域の役割

地域の人々とつながりを持ち、地域コミュニティの中でこどもを育むことが必要とされます。地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、こどもの成長にとってより良い環境づくりのために、こどもの見守りや子育てにおいて、地域の人々が関わり合うことができるような社会を目指します。

(3) 学校等の役割

教育・保育施設においては、地域におけるこども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。良質かつ適切な内容及び水準の幼児期の教育・保育となるよう配慮します。また、施設が地域に開かれ、地域と共にあることや、保護者のみならず地域の人々もこどもの活動支援や見守りに参加することは、こどもの健やかな育ちにとって重要です。

(4) 企業の役割

子育てと仕事を両立しやすい、多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組を行うとともに、仕事と生活を両立できる環境整備や意識改革を行い、働きやすい職場環境をつくることが求められています。

(5) 行政の役割

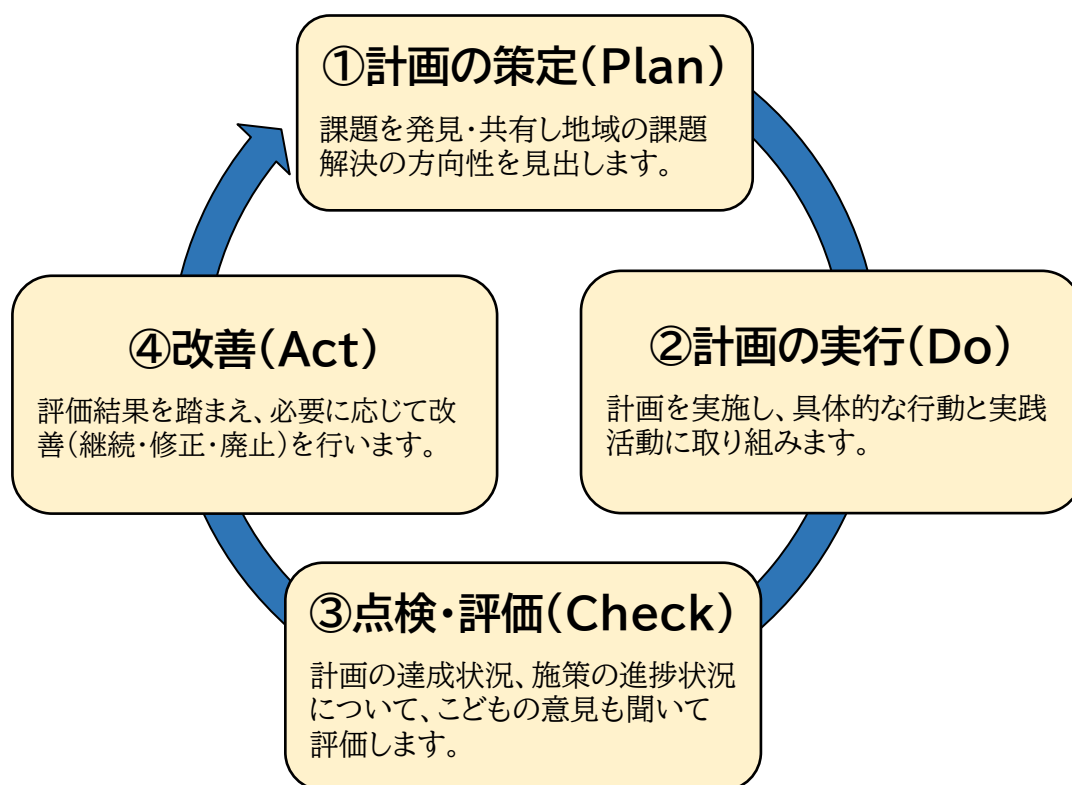
基本理念の実現に向け、本計画を総合的かつ計画的に推進します。また、関係者と連携してこども・子育て支援を推進していきます。

2 計画の実施状況と点検推進体制

本市では第2期計画に基づき、様々な支援や制度の充実に取り組んできました。一方で、「制度や支援があることを知らなかった」、「制度が分かりづらい、利用しづらい」という声や、「支援が必要な人に必要な情報や支援が届いていない」という指摘もあります。また、こどもたち本人に向けた広報・啓発や、障がい児・者への情報提供、外国人に対する多言語化も含めた対応も課題となっています。

この状況の中で、本計画に基づく施策を推進するため、佐伯市子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況について点検・評価します。

本計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、個別事業の進捗状況及び本計画全体の成果についても点検・評価します。なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



3 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、市報や市ホームページ等を活用するなど広報活動を実施します。また、各事務事業においても、あらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主が連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

參考資料

I 佐伯市子ども・子育て会議条例

○佐伯市子ども・子育て会議条例

平成 25 年6月 28 日

条例第 26 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 72 条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関及び次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。)第 21 条第1項に規定する次世代育成支援対策地域協議会として、佐伯市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 支援法第 72 条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 次世代法第 21 条第1項に規定する措置について協議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市における子ども・子育て支援(支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する施策及び次世代育成支援対策(次世代法第2条に規定する次世代育成支援対策をいう。)に関し必要な事項について、市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議すること。

2 子ども・子育て会議は、前項各号に掲げる事務に係る事項に関し、必要に応じ市長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し優れた識見を有する者
- (2) 子どもの保護者(支援法第6条第1項に規定する子どもの保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)をいう。)その他子ども・子育て支援に係る当事者
- (3) その他市長が認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができ、その後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において単に「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部こども福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

- 2 この条例の施行の日以後及び委員の任期満了の日後最初に招集する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成 26 年6月 27 日条例第 17 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年6月 30 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の佐伯市子ども・子育て会議条例の規定により委嘱され、又は任命された佐伯市子ども・子育て会議の委員(以下「旧委員」という。)である者は、この条例による改正後の佐伯市子ども・子育て会議条例の規定により委嘱され、又は任命された佐伯市子ども・子育て会議の委員(以下「新委員」という。)とみなす。この場合において、新委員とみなされる者の任期は、旧委員の任期の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧委員のうちから互選された佐伯市子ども・子育て会議の会長及び副会長である者は、それぞれ新委員のうちから互選された佐伯市子ども・子育て会議の会長及び副会長とみなす。

(佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正)

- 4 佐伯市条例の廃止に関する条例(平成 17 年佐伯市条例第 362 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和5年3月 17 日条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 佐伯市子ども・子育て会議委員名簿

任期 令和5年9月19日～令和7年9月18日

	委員名	組織の名称等	所属等
1	秋吉 健介	佐伯市医師会	西田病院
2	高橋 智和	佐伯商工会議所	(株)イノヴィスコンサルタント
3	河野 美紀	民生委員主任児童委員連絡会	主任児童委員
4	富尾 久信	区長会連合会	下堅田区長会
5	川野 敦子	公民館運営審議会	
6	向暁 真由美	佐伯市校長会	佐伯小学校校長
7	小野 正司	保育所等(園長)	さいきこども園
8	米田 美恵	保育所等(保育士)	ルンビニこども園主任
9	曾宮 康生	佐伯市PTA連合会	副会長
10	大谷 慎之介	障がい支援相談員	相談支援事業所まるまる
11	本田 和也	児童家庭支援センター	児童家庭支援センターHOPE
12	神田 芳	母親クラブ 地域子育て支援拠点事業所	会長 佐伯市子育て・子育て支援室さくらっ子室長
13	植木 優子	児童クラブ	(福)子ども未来ネット弥生 児童クラブ統括
14	田中 努	子育て中の父母	公募
15	河合 良子	子育て中の父母	
16	塩月 梓	子育て中の父母	
17	染矢 裕子	子育て中の父母	
18	庭瀬 朋美	大分県南部保健所	参事兼地域保健課長

≪事務局≫ 福祉保健部こども福祉課
 福祉保健部健康増進課
 教育委員会学校教育課
 福祉保健部障がい福祉課
 福祉保健部福祉保健企画課

3 用語解説

【あ行】

●ICT（アイシーティー）

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術や情報伝達技術を意味する言葉。

●医療的ケア

一般的に「日常生活を送る上で必要とされる衛生管理に関する医行為（医療行為）」とされ、障がいや疾患等により低下した身体機能を、医療機器等を用いて補助すること。

●医療的ケア児

医療的ケアが必要なこどもを指します。たんの吸引や人工呼吸器の使用、経管栄養などといった医療的援助を日常的に必要とするこどものこと。

●エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）

産後うつ病のスクリーニングを目的とした自己記入式の質問紙。イギリスの精神科医によって開発され、世界各国で使用されている。

【か行】

●確保方策

供給量のこと。「量の見込み」に対応した「確保方策」を講じ、需要と供給を調和させていく必要がある。

●教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所。

●合計特殊出生率

合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

●子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」をいう。本会議は、市町村長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の付属機関）。

●子ども子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」。
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）。
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）。

●子ども・子育て支援

すべてのこどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施することも及びこどもの保護者に対する支援。

●こども大綱

こどもや若者が生きやすい社会を実現するために、国の施策の基本的な方針を定めたもの。こども基本法に基づいて策定され、こども・若者や子育て当事者のため、こども施策を総合的に推進することを目的としている。

●コミュニティ・スクール

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持ち、学校運営や基本方針等を承認したり意見を述べたりできる学校運営協議会を設置した学校。

●コーホート変化率法

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【さ行】

●産後うつ

産後約1か月以降にあらわれるうつ状態で、気分が落ち込む、食欲不振、眠れないなどの症状が現れる。

●事業所内保育施設

会社の事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育します。
主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業。

●児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された屋内型の児童厚生施設で、小型児童館、児童センター、大型児童館A型・B型・C型及びその他の児童館の6つに大別することができる。

●食育

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むこと。

●スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のこと。学校カウンセラーと呼ばれることもある。

●スクールソーシャルワーカー

ソーシャルワーカーとは、主に社会的弱者への福祉相談業務に従事する福祉職専門家であり、スクールソーシャルワーカーは、その中で教育機関において当該の任に就く者のこと。資格要件は、社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者のほか、過去に教育や福祉の分野において活動経験がある者も含むなど、人材の専門性は様々である。

●スクールロイヤー (School Lawyer)

学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等を法的に解決する弁護士のこと。学校内で問題が起きた際に、弁護士会と教育委員会の連携のもと、学校に弁護士が派遣される制度をスクールロイヤー制度という。

【た行】

●待機児童

子育て中の保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず入所できず、入所待ちしている(待機)状態の児童をいう。

●地域型保育給付

施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0～2歳のこどもを預かる事業。

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う4つのタイプの事業がある。

●地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。

●DX(ディーエックス)

デジタル・トランスフォーメーションの略で、直訳すると「デジタル変革」。デジタル技術を活用して業務プロセスやビジネスモデルを変革する取組。

●特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

【な行】

●乳幼児

乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後0日から満1歳未満までの子をいい、幼児は、満1歳から小学校就学までのこどものこと。

●認可外保育施設

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの（保育事業の実施には県知事への届出が義務づけられている）。

●認可保育所

国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、県知事に認可を受けているもの。

●認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第項）。認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設。

●Neo9to7ルール（ネオ・ナイン・トゥ・セブンルール）

市内の小・中学校のゲーム・スマホ・SNSの使い方のルール。夜9時から朝7時までの返信や応答を「しない」「させない」取組。SNSについて考え、ネット依存やネット被害から子どもたちを守るために、家庭でのルールづくり等、こどもと保護者がそれぞれ取り組むべき内容を盛り込んでいる。

【は行】

●PDCAサイクル

生産技術における品質管理などの継続的改善手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

●プレコンセプションケア

プレ（Pre）は「～の前の」、コンセプション（Conception）は「妊娠・受胎」という意味で「妊娠前からのケア」を意味し、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。

●保育所

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設のことで、保育園という施設名及び呼称が使われることのある施設。

●放課後チャレンジ教室

地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取り組み。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できる。

【や行】

●ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18 歳未満のこどものこと。

●幼稚園

学校教育法に定める、3～5歳児に対して幼稚園教育を行う施設。

【ら行】

●量の見込み

「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計したもの。

●労働力率

労働力人口を 15 歳以上の人口で割ったものをいう。

労働力人口とは、就業者と完全失業者を合わせた人口のこと。

【わ行】

●ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

第3期 佐伯市子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

発 行：佐伯市

編 集：福祉保健部 こども福祉課

住 所：大分県佐伯市中村南町1番1号

T E L：0972-22-3111 F A X：0972-22-3124

U R L：<http://www.city.saiki.oita.jp/>

